

第174回国会提出法案(予定を含む)の概要

厚生労働省

- | | | | |
|--------|------------------|--|------|
| ① | 雇用保険法の一部を改正する法律案 | … | 1 |
| ※ | ② | 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案 | … 2 |
| ※ | ③ | 介護保険法施行法の一部を改正する法律案 | … 3 |
| ※ | ④ | 雇用保険法等の一部を改正する法律案 | … 4 |
| ※ | ⑤ | 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案 | … 5 |
| ※ | ⑥ | 児童扶養手当法の一部を改正する法律案 | … 6 |
| | ⑦ | 企業年金制度等の改善等を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 | … 7 |
| | ⑧ | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案 | … 8 |
| | ⑨ | 予防接種法の一部を改正する法律案(仮称) | … 9 |
| (継続法案) | | | |
| | ① | 独立行政法人地域医療機能推進機構法案 | … 10 |

雇用保険法の一部を改正する法律の概要【補正予算関連】

雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度における国庫負担として3500億円を追加する措置を講ずるとともに、平成23年度以降について国庫負担を本則(1/4)に戻す旨を規定する。

国庫負担の特例措置

- 当面の雇用保険制度の安定的運営を確保するため、21年度における求職者給付及び雇用継続給付の国庫負担として、21年度補正予算で3500億円の一般財源を投入
- 雇用保険の国庫負担については、22年度中に検討し、23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

<参考>

- 失業等給付に係る国庫負担割合は、平成19年度から、暫定措置として、法律の本則(1/4)の55%(13.75%)とされているところ。
- 現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(12月8日閣議決定)において、
 - ・ 雇用調整助成金の要件緩和にあわせ、平成22年度からの失業等給付に係る国庫負担の引き上げについては、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度第2次補正予算において対応する。
 - ・ 平成23年度以降については、平成23年度予算編成過程において検討し、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則(1/4)に戻す。これを雇用保険法の改正に盛り込むとされたところ。

施行日：公布の日(平成22年2月3日公布)

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案の概要

趣旨

(平成22年1月29日閣議決定、国会提出)

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子どもについて、子ども手当を支給する制度を創設する。

概要

(1) 子ども手当の支給

- ・中学校修了までの子ども一人につき、月額1万3千円(所得制限なし)の子ども手当を父母等に支給。
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成22年6月、10月、平成23年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 児童育成事業(放課後児童クラブ等)については、事業主拠出金を原資として実施。

(4) 子ども手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。

(5) 児童手当の既受給者に係る申請免除等の経過措置を設ける。

(6) 政府は、子ども手当の平成23年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行日

平成22年4月1日

介護保険法施行法の一部を改正する法律案（概要）

- 介護保険法の施行日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所していた者について講じている利用料、居住費及び食費の負担軽減措置について当分の間延長するもの。

1. 現行の経過措置

- 対象者
介護保険法施行日（平成12年4月1日）前に措置により特別養護老人ホームに入所していた者
- 負担軽減の内容
利用料、居住費及び食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないよう、利用料、居住費及び食費の負担を軽減

$$\text{負担合計額} = \text{利用料（介護費用の10\%）} + \text{食費} + \text{居住費} \quad \text{※食費：390円/日、居住費：320円/日}$$

厚生労働大臣が定める割合
(5%、3%、0%)

厚生労働大臣が定める金額 ※食費：390円/日
居住費：0円/日

※食費・居住費の額は、年金収入42万円、多床室に入居の場合

- 実施期間
平成22年3月31日まで

2. 現在の状況及び改正内容

現在の状況

- 経過措置の終了により負担増になる者が、平成21年6月末時点で、約2万人入所している。
- 対象者の内訳は、約4割が90歳以上の高齢、約9割以上が基礎年金収入以下の低所得、約7割が要介護度4以上の重度の方であり、経過措置終了に伴う負担増により施設利用の継続が困難になることが考えられる。

改正内容

- 現行の負担軽減措置の実施期間を当分の間延長する。

3. 施行期日

公布の日（日切れ法案：現行の経過措置が終了する平成22年3月31日までに施行する必要。）

雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要【当初予算関連】

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図る。

1. 雇用保険の適用範囲の拡大

(1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6か月以上雇用見込み」(業務取扱要領に規定)を「31日以上雇用見込み」(雇用保険法に規定)に緩和

(2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

- 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年(現行)を超えて遡及適用
- この場合において、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後も保険料を納付可能とし、その納付を勧奨

2. 雇用保険二事業の財政基盤の強化

(1) 雇用保険二事業(事業主からの保険料負担のみ)の財源不足を補うため、失業等給付の積立金から借り入れる仕組みを暫定的に措置

(2) 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動を停止

<現行> 21年度の保険料率 3.0/1000(弾力) → 現行規定によれば22年度も3.0/1000(弾力)

<改正案> 22年度の保険料率 3.5/1000(弾力条項の発動を停止し、原則どおりとする)

((1)は平成22・23年度についての暫定措置、(2)は平成22年度についての暫定措置)

〔 失業等給付に係る22年度の保険料率(労使折半)[告示]
・原則16/1000のところ12/1000とする(参考:21年度の保険料率は、前回法改正により1年限りの特例措置として8/1000) 〕

施行日:平成22年4月1日(1.(2)については、政令で定める日(公布日から9月以内))

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案の概要

医療保険制度の安定的な運営を図るため、市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療制度における保険料の引上げの抑制等のための所要の改正を行う。

概要

I 市町村国保の保険料軽減のための措置等 (国保法) (③は平成22年7月1日施行)

- ① 財政支援措置の4年間の延長(約2000万世帯 加入者約3600万人 1世帯平均で年間約1.2万円の保険料上昇抑制効果)
 - ・「低所得者を抱える市町村」、「高額な医療費」に対する国、都道府県の補助等を引き続き実施。
- ② 市町村国保の財政安定化のため、都道府県単位による広域化を推進
 - ・都道府県の判断により、市町村国保の広域化についての方針の作成、市町村の拠出により医療費を賄う共同事業の拡大等を可能とする。
- ③ 保険料滞納世帯であっても、医療を現物給付で受けられる子どもの対象の拡大(中学生以下→高校生世代以下)
 - ・一旦窓口で医療費を支払わなければならない資格証明書の交付世帯に属する高校生世代に、短期被保険者証を交付。

II 中小企業の従業員、事業主の保険料軽減のための措置 (健保法等) (①③は平成22年7月1日施行)

- ◆ 協会けんぽの逼迫した財政状況に鑑み、保険料の大幅な引上げを抑制するため、24年度までの3年間において、財政再建のための特例措置を講ずる。(被保険者約2000万人 加入者約3500万人 22年度で労使年間2.2万円の保険料上昇抑制効果)
- ① 国庫補助割合を13%から16.4%に引き上げ
- ② 単年度収支均衡の特例として、21年度末以降の赤字額について、24年度までの償還を可能とする
- ③ 後期高齢者支援金について、被用者保険グループでの負担能力に応じた分担方法を導入 (高齢者医療確保法)
 - ・後期高齢者の医療費に対する現役世代からの支援金の3分の1(22年度は9分の2)について、保険者の財政力に応じた負担(総報酬割)とする。

III 高齢者の保険料軽減のための措置 (高齢者医療確保法)

- ① 給付変動等に備えるため都道府県に設置している財政安定化基金について、保険料の引上げの抑制に活用できるようにする
- ② サラリーマンに扶養されていた方の保険料の軽減措置を延長する(約190万人 年間平均約2.1万円の保険料上昇抑制効果)
※予算措置をあわせると約3.8万円

施行期日 平成22年4月1日

- 国保や後期高齢者医療制度の保険料について、賦課期日(4月1日)までに、賦課の前提となる財政支援措置を確定させておく必要がある。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案の概要

(平成22年2月12日閣議決定、国会提出)

趣旨

一人親家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当について父子家庭の父を支給対象とする措置を講ずること。

概要

1. 児童扶養手当の父子家庭への支給

現行、支給対象となっていない「子と生計を同じくしている父」について、児童扶養手当の支給対象とする。

2. 施行期日等

(1) 施行日

平成22年8月1日

(2) 経過措置等

請求の手続等について所要の経過措置を設ける等する。

年金改善法案(企業年金制度等の改善等を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案)

<趣旨>

将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、年金制度の改善等を図るため、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う。

1. 国民年金法の一部改正

- ① 国民年金保険料の納付可能期間を延長(2年→10年)し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにする。
- ② 第3号被保険者期間に重複する第2号被保険者期間が新たに判明し年金記録が訂正された場合等に、それに引き続く第3号被保険者期間を未届期間とする取扱いを改め、保険料納付済期間のままとして取り扱い、年金を支給することとする。
- ③ 国民年金の任意加入者(加入期間を増やすために60歳～65歳までの間に任意加入した者)について国民年金基金への加入を可能とし、受給額の充実を図る。

2. 確定拠出年金法の一部改正(平成22年度税制改正要望で認められた事項を含む)

- ① 加入資格年齢を引き上げ(60歳→65歳)、企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とする。
- ② 従業員拠出(マッチング拠出)を可能とし所得控除の対象とすること、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援する。
- ③ 企業年金の未請求者対策を推進するため、住基ネットから加入者の住所情報の取得を可能とすることにより、住所不明者の解消を図る(他の企業年金制度等についても、同様の措置を講じる。)等、制度運営上の改善を図る。

3. 厚生年金保険法の一部改正

近年の経済情勢を踏まえ、母体企業の経営悪化等に伴い、財政状況が悪化した企業年金に関して、措置を講ずる。

- ・ 厚生年金基金が解散する際に返還する代行部分に要する費用の額及び支払方法の特例を設ける

(※ H17年度からH19年度まで、同様の措置を講じている)

4. 施行日

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| 1の① : 平成23年10月1日までの間に政令で定める日 | 1の② : 公布の日 |
| 1の③ : 公布日から2年以内で政令で定める日 | 2の① : 公布日から2年6月以内で政令で定める日 |
| 2の② : 平成24年1月1日 | 2の③及び3 : 平成23年4月1日 |

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について

※ 平成22年2月17日、労働政策審議会に法律案要綱を諮問。

常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。

事業規制の強化



いわゆる「派遣切り」の多発や、雇用の安定性に欠ける派遣形態の横行

- ・ 登録型派遣の原則禁止(専門26業務等は例外)
- ・ 製造業務派遣の原則禁止(常時雇用(1年を超える雇用)の労働者派遣は例外)
- ・ 日雇派遣(日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止
- ・ グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善



派遣労働者の不透明な待遇決定、低い待遇の固定化

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化

違法派遣に対する迅速・的確な対処



偽装請負などの違法派遣の増加、行政処分を受ける企業の増加

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・ 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

※ そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記
施行期日: 公布の日から6か月以内の政令で定める日(登録型派遣の原則禁止及び製造業務派遣の原則禁止については、改正法の公布の日から3年以内の政令で定める日(政令で定める業務については、施行からさらに2年以内の政令で定める日まで猶予))

予防接種法の一部を改正する法律案（仮称）概要

今後、発生が懸念される新たな新型インフルエンザ等の感染症に対応するため、今般の新型インフルエンザ予防接種事業の実施状況等を踏まえ、所要の規定を整備する。

改正案の概要

- I 今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)のように感染力は強いが国民に接種の努力義務を課すほどではないものに対応するよう、新たな臨時接種の枠組みを設けること
- II Iの新たな臨時接種を含め、臨時接種の実施体制を見直すとともに、臨時接種に要するワクチンの円滑な供給等に係る所要の規定を整備すること
- III その他

施行期日

公布の日から施行

検討規定

◎新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法 附則（抜粋）
（検討）

第六条 政府は、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種の実施状況、新型インフルエンザ予防接種の有効性及び安全性に関する調査研究の結果等を勘案し、将来発生が見込まれる新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。）に係る予防接種の在り方、当該予防接種に係る健康被害の救済措置の在り方等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

独立行政法人地域医療機能推進機構法案のポイント

① 法案の趣旨

社会保険病院・厚生年金病院については、国から（独）年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）に出資されて運営しているが、地域医療に貢献しつつ安定的な運営が図られるよう、病院売却を進めるという従来の方針を転換し、RFOから引き継いで新たな受皿となる（独）地域医療機能推進機構を設立する。

② 新法人の概要

名称 独立行政法人地域医療機能推進機構
業務 現在の社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の3グループ全体を対象とし、新たな機構が保有し運営する病院として位置付ける。

③ 新法人の設立等

- ・ 機構の設立時期は平成23年4月1日とし、それまでの間はRFOの存続期限を延長する。
- ・ 船員保険病院については、法案成立後に、RFOに出資する。
- ・ 機構は、設立の際に、社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院をRFOから承継する。
- ・ 機構は、平成25年3月31日までを準備期間として、それまでの間は病院の運営を従来の特例民法法人に委託して行う。

④ その他

- ・ 新たな国民負担（税・保険料）は求めない。
- ・ これまで国から委託を受けて運営してきた社会保険関係団体の改革を行う。
- ・ 5年後を目途に機構の在り方について検討を行う。

第20回社会保障審議会

平成22年2月23日

資料3

社会保障を巡る最近の動向

社会保障を巡る最近の動向

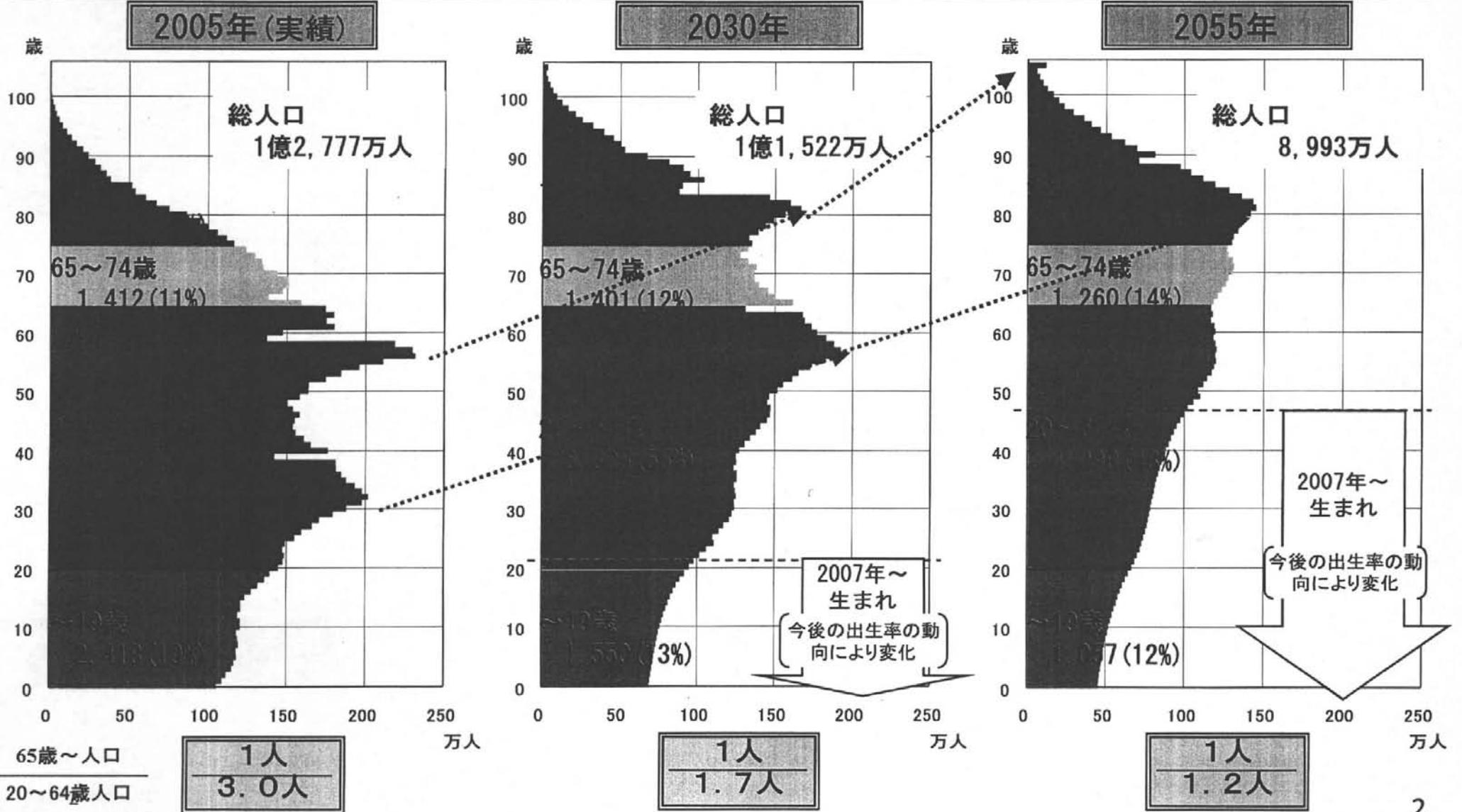
〔目次〕

- ・ 社会保障政策の現状と課題について 1
- ・ 平成22年度税制改正主要事項の概要について ... 16
- ・ 地方分権改革について 19

社会保障政策の現状と課題について

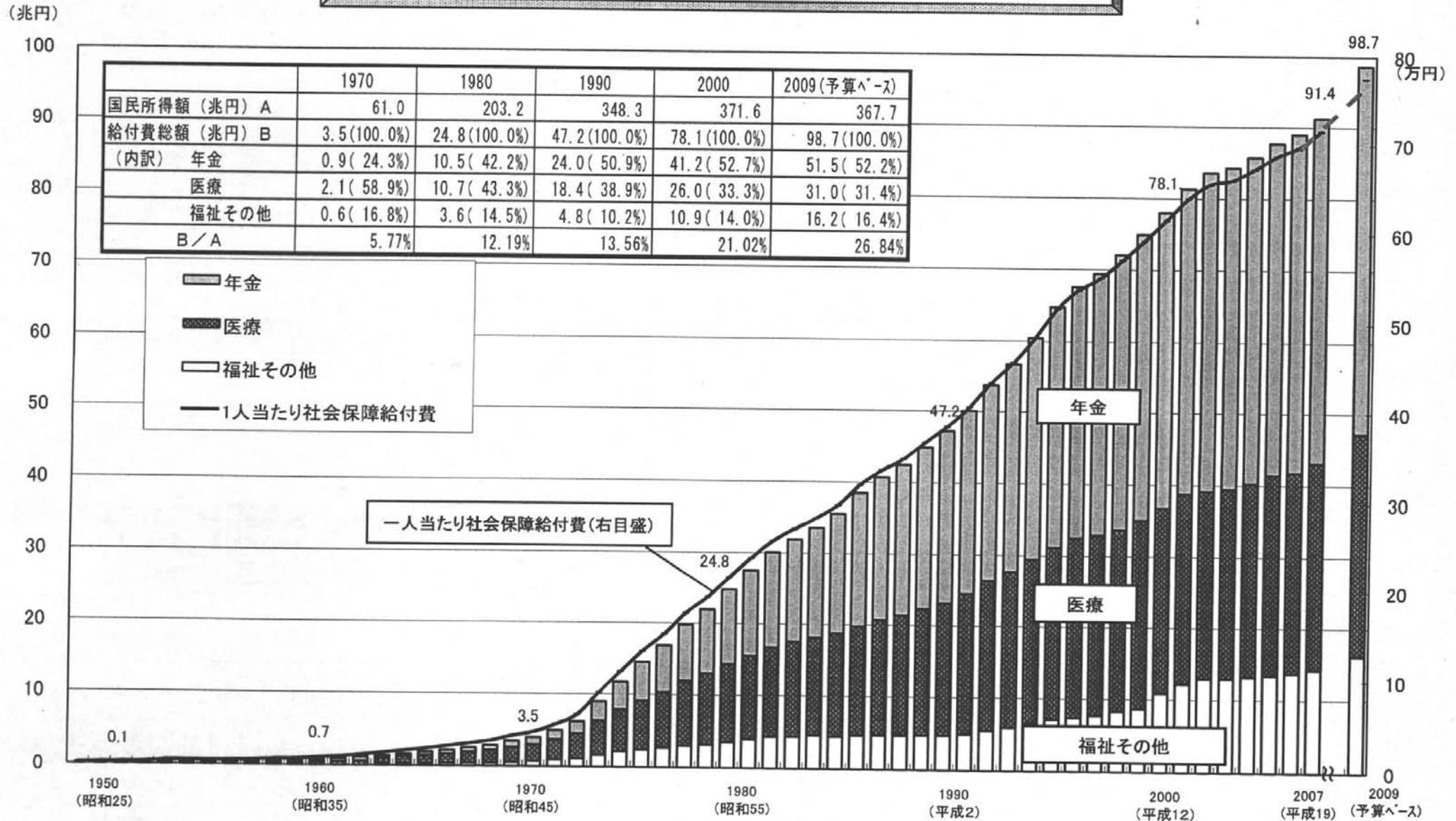
人口ピラミッドの変化(2005, 2030, 2055) - 平成18年中位推計 -

○我が国の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を3人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2055年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定



注: 2005年は国勢調査結果(年齢不詳按分人口)。

社会保障給付費の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成19年度社会保障給付費」、2009年度(予算ベース)は厚生労働省推計

(注) 図中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990, 2000及び2007並びに2009年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

(参考) 一人当たり社会保障給付費は、2007年度で71.6万円、2009年度(予算ベース)で77.5万円である。

社会保障の給付と負担の現状

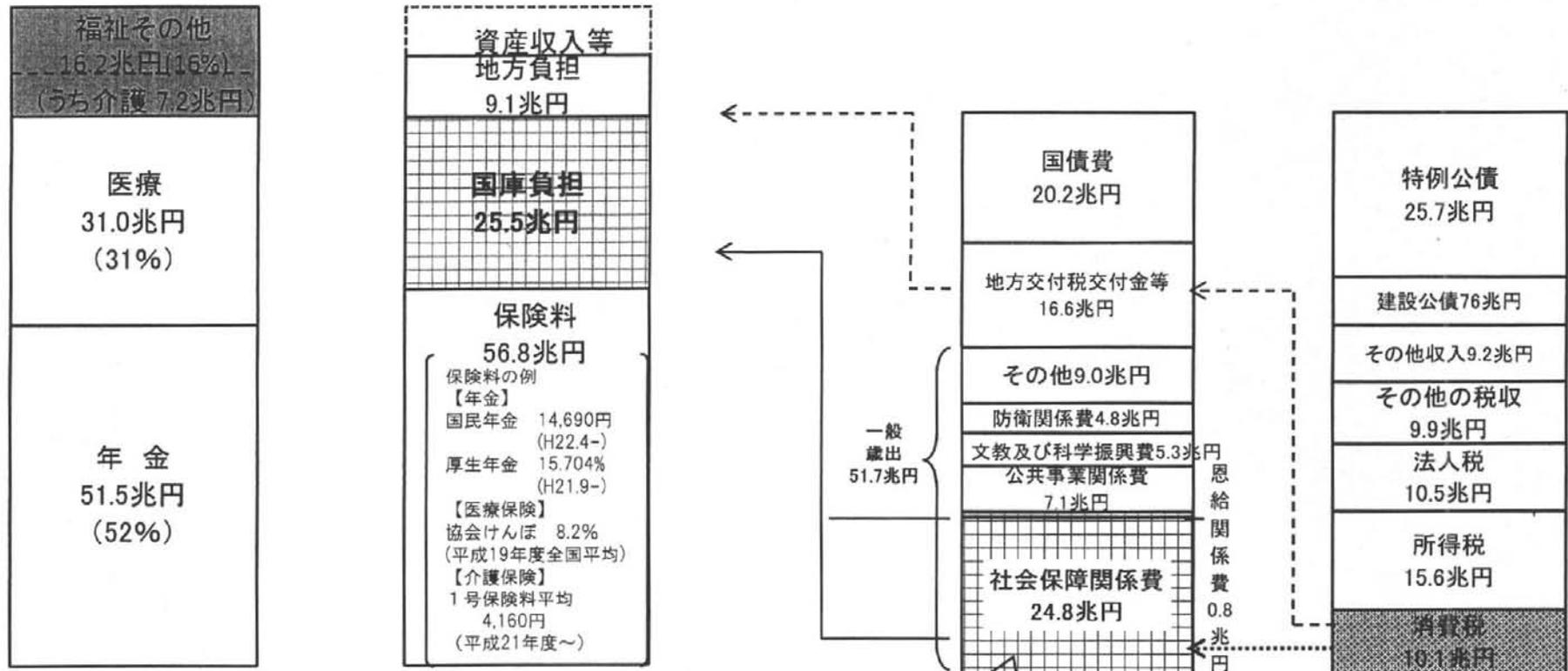
- 社会保障給付費は約99兆円(年金が約5割、医療が約3割)
- この給付(99兆円)を保険料(約6割)と公費(国・地方)(約3割)などの組合せにより賄う
- 社会保障に対する国庫負担は25兆円を超え、一般歳出の48%を占めている

社会保障給付費(平成21年度予算ベース)

給付費 98.7兆円 財源 91.4兆円+資産収入

国 一般会計(平成21年度予算)

歳出 88.5兆円 歳入 88.5兆円



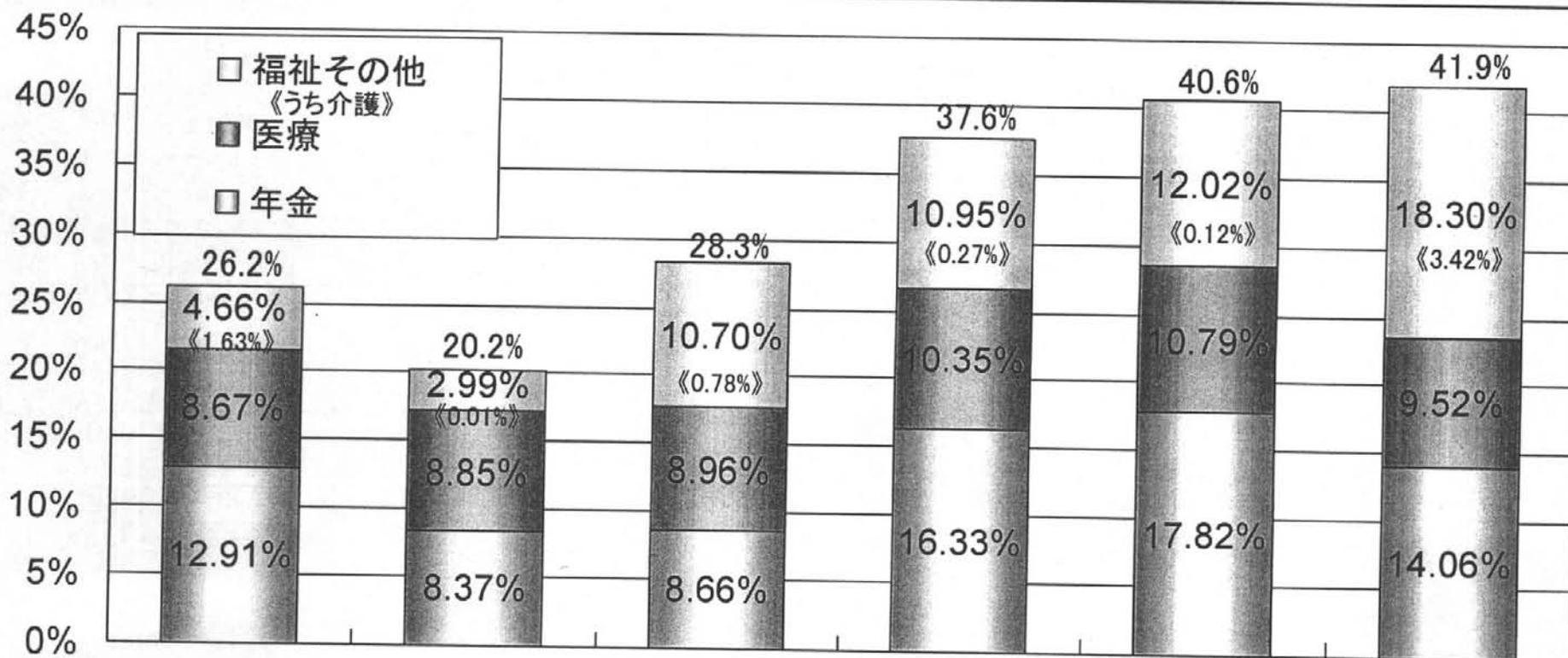
直近の実績値(平成19年度)

- ・ 社会保障給付費 91.4兆円(NI比24.4%)
- ・ 財源構成 保険料 56.9兆円、公費31.0兆円(ほか資産収入など)

一般会計歳出の28.0%
一般歳出の48.0%

社会保障給付の部門別の国際的な比較(対国民所得比)

- 我が国の社会保障給付の規模を部門別に比較すると、
- ・ 年金 — 米英を上回るが、他の欧州諸国をやや下回る規模
 - ・ 医療 — 米英とほぼ同規模、他の欧州諸国をやや下回る規模
 - ・ その他の給付 — 米国を上回るが、欧州諸国をかなり下回る規模 となっている

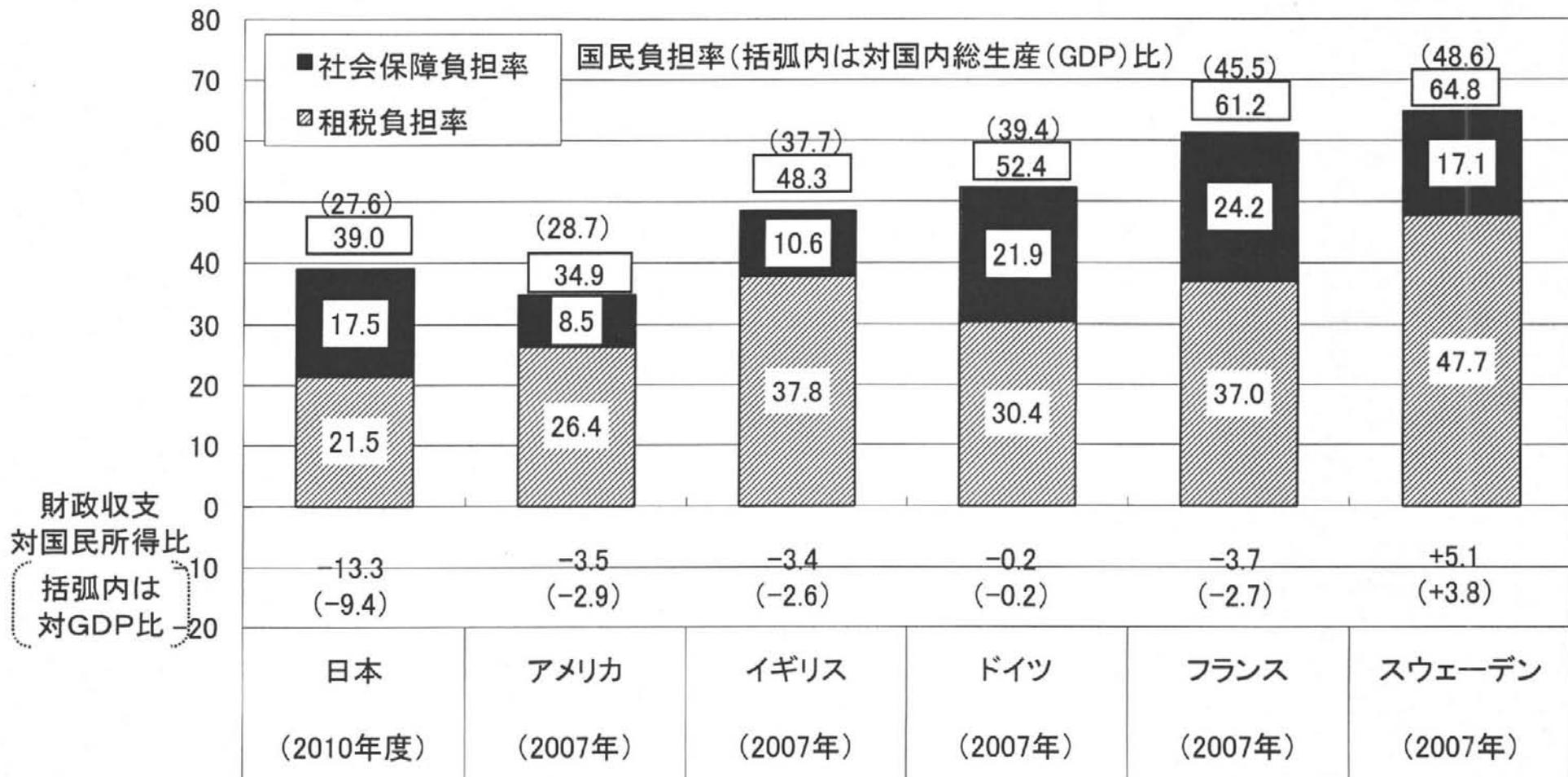


	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
《高齢化率(2007年)》	《21.5%》	《12.6%》	《16.0%》	《20.2%》	《16.6%》	《17.4%》
《国民負担率》	《39.0%》	《34.9%》	《48.3%》	《52.4%》	《61.2%》	《64.8%》

(注)OECD: "Social Expenditure Database"等に基づき、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室で算出したもの。いずれも2005年。
 OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用(公的住宅費用、施設整備費等)も計上されている。
 高齢化率はOECD: "OECD in figures 2009"、国民負担率は財務省調べによる(日本は2010年度見通し。諸外国は2007年実績。)

国民負担率の国際比較

[国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率]



(注) 1. 日本は2010年度（平成22年度）見通し、諸外国は2007年実績。

2. 財政収支の対国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。

【出典】財務省ホームページ

新成長戦略(基本方針)～ 輝きのある日本へ ～ (厚生労働省関係部分)

「政治的なリーダーシップ」 ～成長戦略を実効を上げるための2つの処方箋～

1. 目標・施策の深掘り、新たな施策の追加

- 今回は「基本方針」。
- 国民の声を集め、①需要効果、②雇用効果、③知恵活用、の観点から、
→目標・施策の深掘り、新たな施策追加(未来への「選択と集中」)を行い、
来年6月頃までに、「新成長戦略」の最終とりまとめ

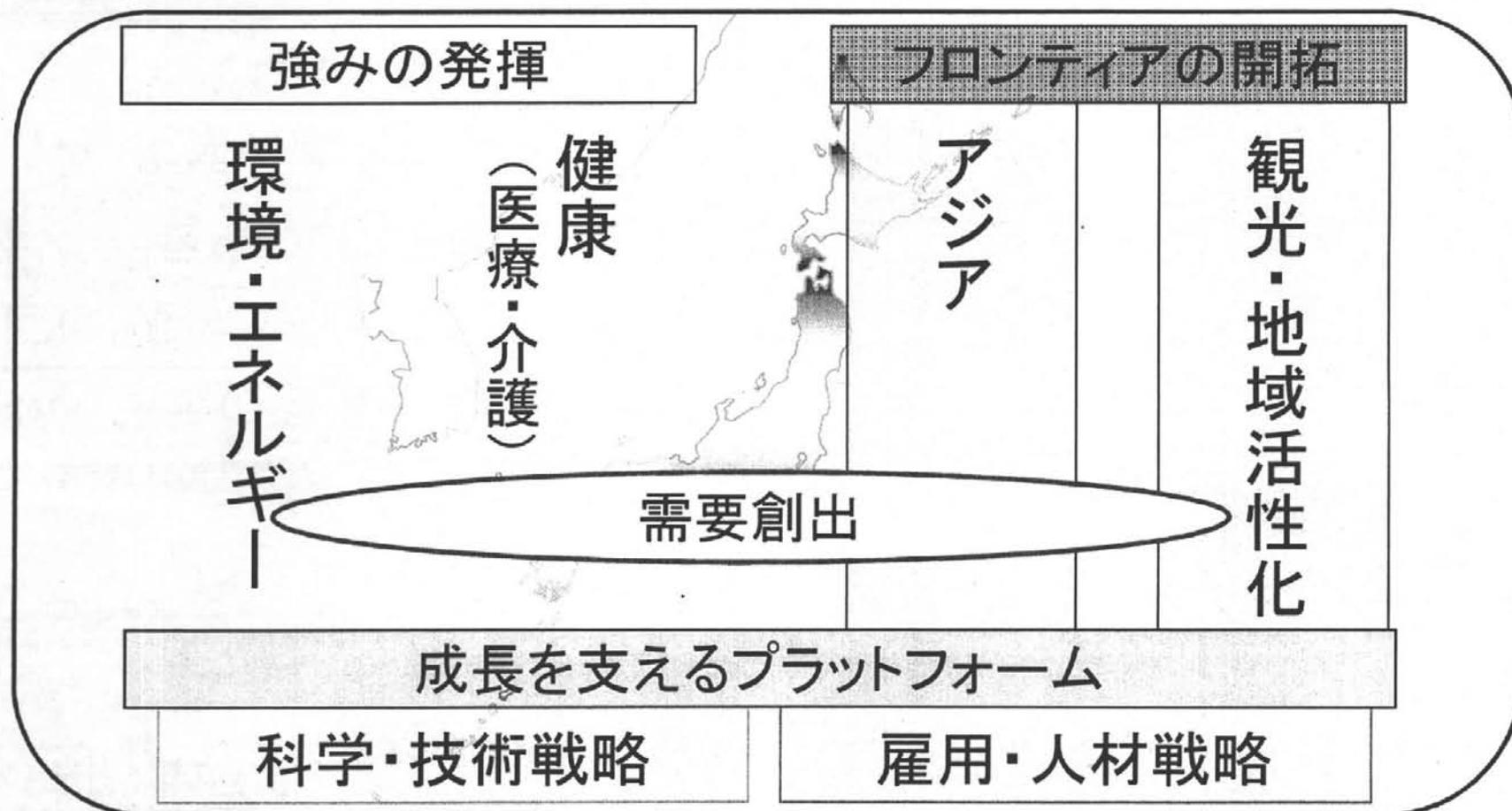
2. 「成長戦略実行計画」策定とその実行確保

- 「成長戦略実行計画」(工程表)を策定 (「新たな成長戦略」とりまとめ時)
 - －2010年内に実行する「早期実施事項」
 - －4年間程度で実施すべき事項と成果目標(アウトカム)
 - －2020年までに実現すべき成果目標(アウトカム)
- 各政策の達成状況を評価・検証する仕組みの採用

「需要」からの成長 ～豊かな国民生活を目指して～

- GDP成長率: 名目3%、実質2%を上回る成長 (2020年度までの平均)
- 名目GDP: 2009年度473兆円(見込み)を2020年度650兆円程度
- 失業率: 3%台への低下 (中期的)

を目指す



日本の強みを活かした成長

健康（医療・介護）



【2020年までの目標】

需要に見合った産業育成と雇用の創出

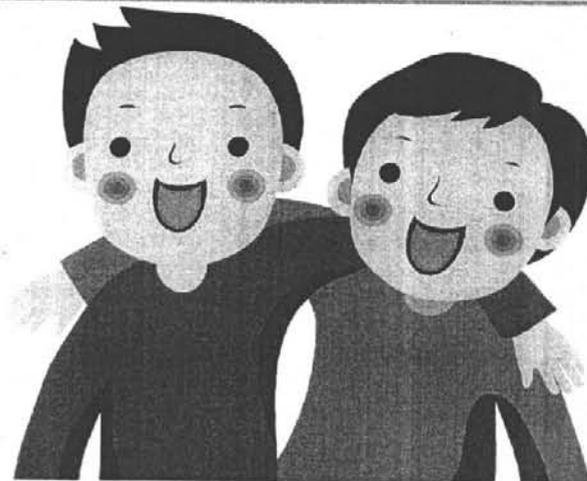
- 新規市場約45兆円、新規雇用約280万人

【主な施策】

- 医療・介護・健康関連産業の成長産業化
（民間事業者等の参入促進など）
- 革新的な医療技術、医薬品、機器の研究
開発・実用化推進
- アジア等海外市場への展開促進
- バリアフリー住宅の供給促進

成長を支えるプラットフォーム

雇用・人材



【2020年までの目標】

- フリーター約半減、女性M字カーブ解消
- 待機児童問題を解消（就学前・就学期）
- 出産後、希望者全てが就業復帰

【主な施策】

- 「トランポリン型」セーフティネットの整備
- 幼保一体化、多様な事業者の参入促進
- 育児休業の取得期間・方法の弾力化
（育児期の短時間勤務の活用等）

医療・介護・保育「未来への投資」プロジェクトチームについて

1. 趣 旨

環境や人口減少等の制約を克服し、中長期的な経済成長を実現することは、我が国経済社会において重要な課題となっている。

こうした中で、少子高齢化の進行に伴い国民の需要の増大が見込まれる医療・介護・保育は、国民生活の安心の確保の基盤である。同時に、今後大きな成長の可能性を持つ分野であり、「未来への投資」と捉えることもできる。

このため、医療・介護・保育分野における成長シナリオを総合的に検討するため、本チームを設置する。

2. 検討事項

経済成長に資するために医療・介護・保育分野において実施すべき方策について幅広く検討を行う。

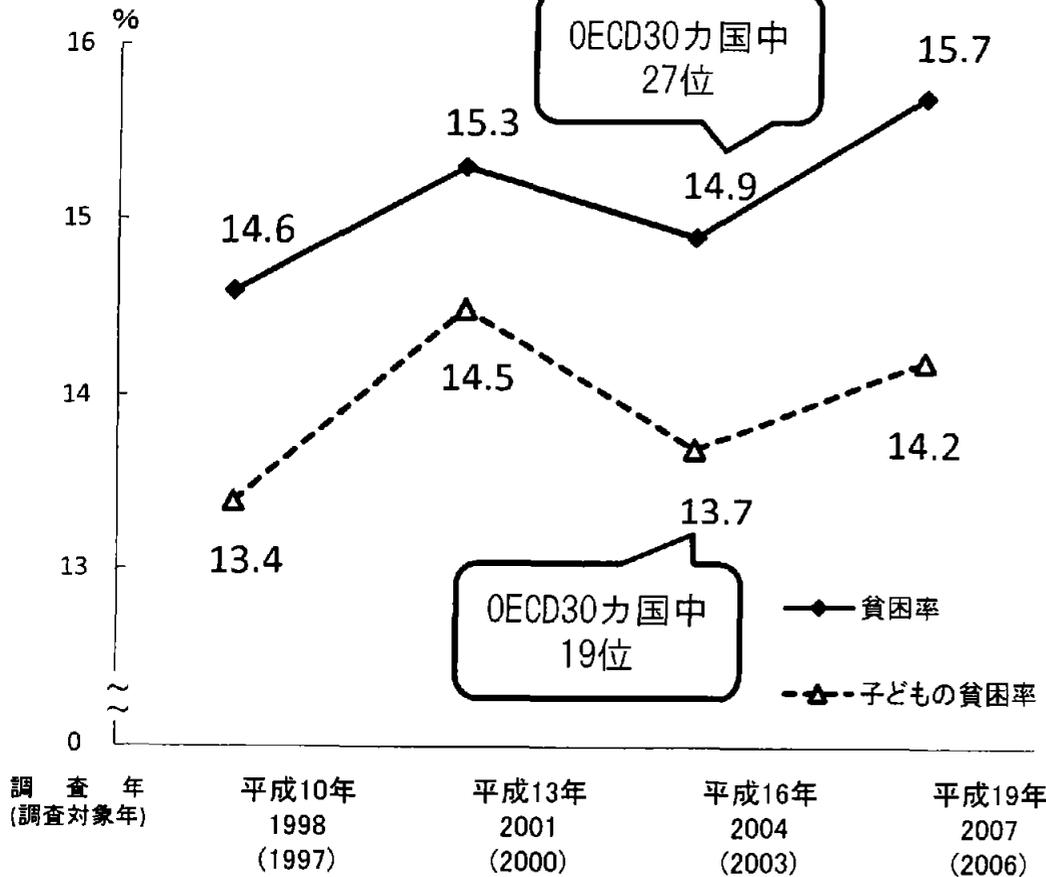
(主な例)

- ・ 医療・介護サービスの強化
- ・ 医療・介護人材育成
- ・ 新技術イノベーション（創薬等、介護ロボット等の生活支援機器、IT技術等）
- ・ 保育・少子化対策

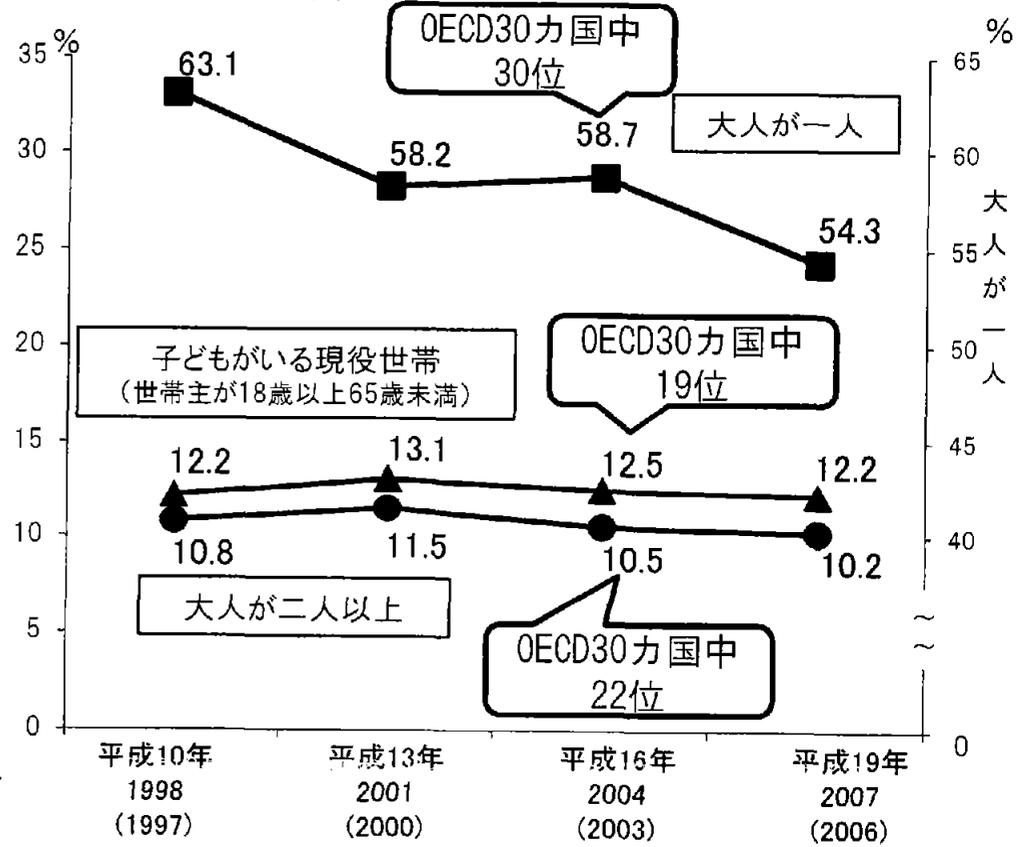
相対的貧困率の推移について

- 最新（2007年調査）の相対的貧困率は、全体で15.7%、子どもで14.2%。
- 一方、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」で54.3%。

相対的貧困率の年次推移



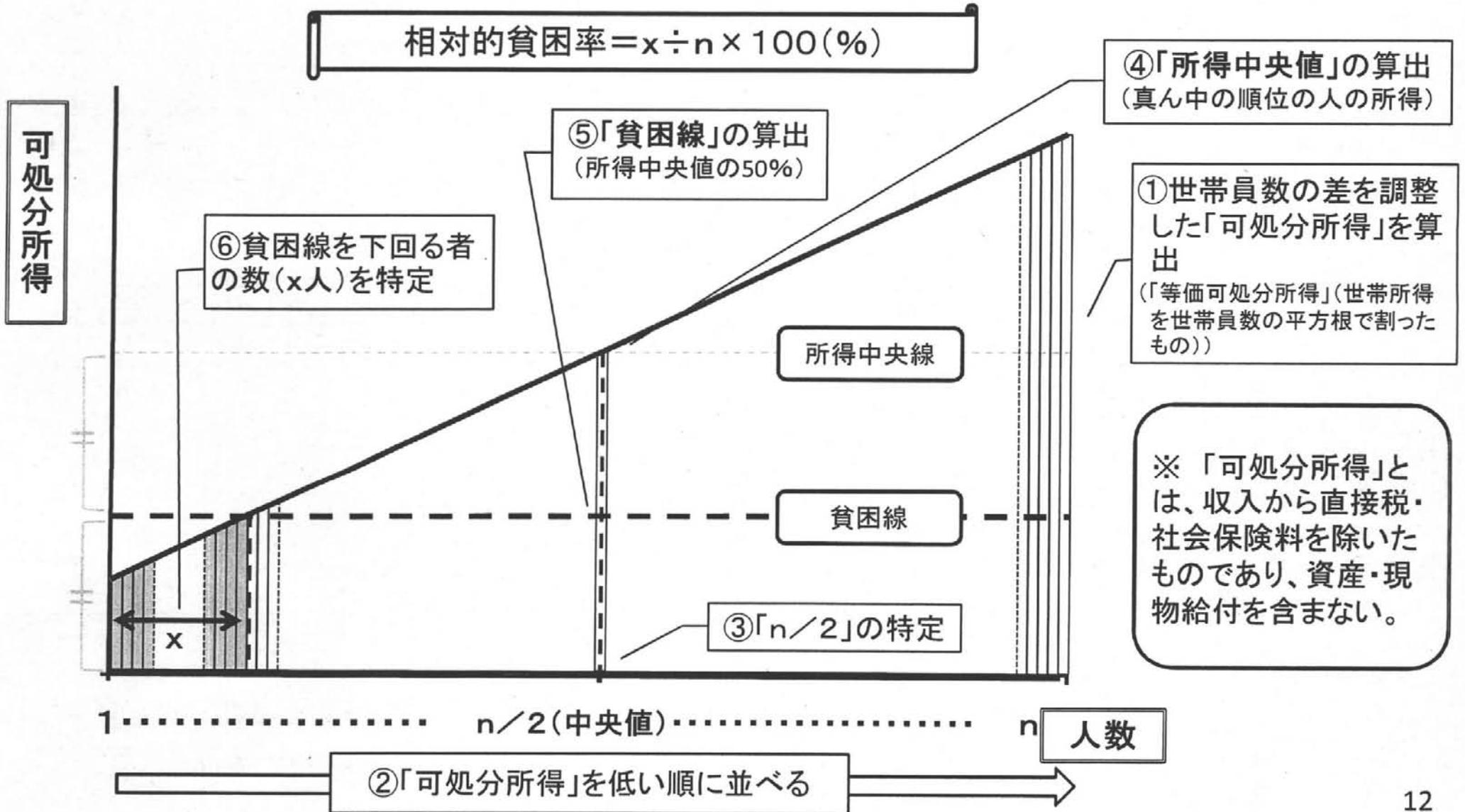
子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の相対的貧困率



資料: 厚生労働省「相対的貧困率の公表について」(平成21年10月20日)、「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について」(平成21年11月13日)

「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

$$\text{相対的貧困率} = x \div n \times 100(\%)$$



【参考】 貧困率の国際比較（2000年代半ば）①

- 日本の相対的貧困率は、OECD30カ国中27位の水準。
- 「子どもの貧困率」は30カ国中19位であるが、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」では、30位となっている。

	相対的貧困率		子どもの貧困率		子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の貧困率					
	割合	順位	割合	順位	合計		大人が一人		大人が二人以上	
					割合	順位	割合	順位	割合	順位
オーストラリア	12.4	20	11.8	16	10.1	16	38.3	19	6.5	12
オーストリア	6.6	4	6.2	5	5.5	5	21.2	8	4.5	5
ベルギー	8.8	15	10.0	10	9.0	12	25.1	10	7.3	14
カナダ	12.0	19	15.1	21	12.6	21	44.7	27	9.3	18
チェコ	5.8	3	10.3	13	7.7	9	32.0	15	5.5	7
デンマーク	5.3	1	2.7	1	2.2	1	6.8	1	2.0	1
フィンランド	7.3	9	4.2	3	3.8	4	13.7	4	2.7	3
フランス	7.1	6	7.6	6	6.9	7	19.3	7	5.8	8
ドイツ	11.0	17	16.3	23	13.2	22	41.5	25	8.6	16
ギリシャ	12.6	21	13.2	18	12.1	18	26.5	13	11.7	23
ハンガリー	7.1	6	8.7	8	7.7	9	25.2	11	6.8	13
アイスランド	7.1	6	8.3	7	7.3	8	17.9	5	6.2	10
アイルランド	14.8	26	16.3	23	13.9	23	47.0	28	10.1	21
イタリア	11.4	18	15.5	22	14.3	25	25.6	12	14.0	27
日本	14.9	27	13.7	19	12.5	19	58.7	30	10.5	22

【参考】 貧困率の国際比較（2000年代半ば）②

	相対的貧困率		子どもの貧困率		子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の貧困率					
					合計		大人が一人		大人が二人以上	
	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位
韓国	14.6	24	10.2	12	9.2	13	26.7	14	8.1	15
ルクセンブルク	8.1	11	12.4	17	11.0	17	41.2	24	9.7	20
メキシコ	18.4	30	22.2	29	19.5	29	32.6	16	18.7	29
オランダ	7.7	10	11.5	15	9.3	14	39.0	20	6.3	11
ニュージーランド	10.8	16	15.0	20	12.5	19	39.1	21	9.4	19
ノルウェー	6.8	5	4.6	4	3.7	3	13.3	3	2.1	2
ポーランド	14.6	24	21.5	28	19.2	28	43.5	26	18.4	28
ポルトガル	12.9	22	16.6	25	14.0	24	33.4	17	13.3	24
スロヴァキア	8.1	11	10.9	14	10.0	15	33.5	18	9.2	17
スペイン	14.1	23	17.3	26	14.7	26	40.5	23	13.9	26
スウェーデン	5.3	1	4.0	2	3.6	2	7.9	2	2.8	4
スイス	8.7	14	9.4	9	5.8	6	18.5	6	4.9	6
トルコ	17.5	29	24.6	30	20.3	30	39.4	22	20.0	30
イギリス	8.3	13	10.1	11	8.9	11	23.7	9	6.1	9
アメリカ	17.1	28	20.6	27	17.6	27	47.5	29	13.6	25
OECD平均	10.6		14.1		12.0		30.8		5.4	14

ナショナルミニマム研究会について

1. 目的

すべての社会保障制度の出発点となるナショナルミニマムの考え方を整理するため、厚生労働大臣の主催により、学識経験者及び関係団体の有識者からなる「ナショナルミニマム研究会」を開催する。

2. 開催状況

12月11日 第1回 生活保護の母子加算について（※ 生活保護実態調査暫定報告）

12月16日 第2回 ナショナルミニマムの基本的考え方について

1月15日 第3回 ナショナルミニマムの考え方について（委員からの発表）

1月27日 第4回 ナショナルミニマムの考え方について（委員からの発表）

2月15日 第5回 ナショナルミニマムの考え方について（委員からの発表）

（今後の進め方）

引き続き、ナショナルミニマムの考え方等について、委員からヒアリング予定。

3. 構成員

雨宮 処凜	作家・反貧困ネットワーク副代表	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
岩田 正美	日本女子大学人間社会学部教授	神野 直彦	関西学院大学人間福祉学部教授
貝塚 啓明	東京大学経済学部特任教授、 財務省財務総合政策研究所名誉所長	竹下 義樹	弁護士
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授	橘木 俊詔	同志社大学経済学部教授
		湯浅 誠	反貧困ネットワーク事務局長

平成22年度税制改正主要事項の 概要について

目次

マニフェスト関係の主要事項等

1 子ども手当の創設

- 子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設

2 ひとり親家庭への支援策の充実

- 児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充

3 求職者支援など雇用のセーフティネットの拡大

- 「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設
- 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置

4 健康増進の観点からのたばこ税の引上げ

- たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ

その他の要望事項のうち主なもの

1 地域医療の再生に向けて

- 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る特例措置の延長

2 安心・活力の実現に向けた雇用対策の推進

- 障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る税制上の特例措置の拡充

3 健康で暮らせる社会の実現に向けて

- 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除の延長

4 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現

- 確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の措置の創設等

5 障害者の自立支援の推進

- 肝機能障害を身体障害に含めることに伴う税制優遇措置の拡充

たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ（たばこ税、地方たばこ税）

たばこ1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）
主要なたばこの価格は1箱400円

400円に引き上げた場合の男性喫煙率の推計

男性喫煙率 35.3～28.1%（H20:36.8%）

推計方法：2010年1月1日にたばこ税を引上げた場合における、2012年における平均喫煙率の推計である。
推計にあたっては、価格要因及び価格以外の要因を考慮して推計している。

出典：厚生労働科学研究「各種禁煙対策の経済影響の研究」
H20の喫煙率は、「平成20年国民健康・栄養調査」

平成22年度税制改正大綱(抄)

『たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。その判断にあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造業者等に及ぼす影響を見極めつつ行っていくこととします。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。

上記の方針に沿って、平成22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行います。』

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.5倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患（COPD）のほとんどの要因が喫煙となっている
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

たばこの価格政策を行う背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

○ 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、価格政策を実施すること。（第6条）

日本：平成16年6月批准、平成17年2月発効。（締約国数：167カ国（平成21年10月現在）。）

健康日本21（運動期間：2000～2012）

○ 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画。

○ 健康日本21では、健康寿命の延伸等を実現するため、国民が一体となった健康づくり運動を推進し、社会全体の健康づくりに関する意識に向上及び取組を促す。

【たばこ対策】未成年者の喫煙をなくす、受動喫煙の防止等の他に「喫煙をやめたい人がやめる」という目標項目を設定した。

がん対策基本計画

○ 平成18年に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。

【たばこ対策】健康影響に関する知識の普及、未成年者の喫煙率を0%にするなど、がん予防のための重要な柱の1つとして取り組んでいる。

地方分権改革について

地方分権改革の経緯と今後のスケジュール

地方分権改革推進委員会の経緯

地方分権改革推進委員会は、地方分権改革推進法に基づき設置（平成19年4月1日施行。3年間の時限措置。）。これまで、内閣総理大臣に以下の勧告を提出し、地方分権改革の具体策を政府に提言してきた。

①第1次勧告（平成20年5月28日）

- ・ 基礎自治体への権限移譲の推進（保育所等の設置認可・指導監督等を県から市へ）

②第2次勧告（平成20年12月8日）

- ・ 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大（都道府県労働局を廃止し、ブロック機関に集約等）

③第3次勧告（平成21年10月7日）

- ・ 義務付け・枠付けの見直し

④第4次勧告（平成21年11月9日）

- ・ 税財政の見直し

今後のスケジュール

平成21年11月17日

- ・ 地域主権戦略会議（議長：鳩山総理大臣、副議長：原口内閣府特命担当大臣（地域主権推進））を設置

平成21年12月15日

- ・ 第3次勧告のうち都道府県知事会等から要望があった事項及び「国と地方の協議の場」について必要な法制上の措置を講じることを内容とする「地方分権改革推進計画」を策定

平成22年3月

- ・ 「地方分権改革推進計画」に基づき、「地域主権推進一括法案」を通常国会に提出（予定）

➡ 今後は、地域主権戦略会議を中心とし、地域主権改革の推進に向けて更なる検討・具現化

地方分権改革推進計画の概要(厚生労働省関係)

(「第3次勧告」の内容)

【①施設等の基準の見直し】

- 廃止又は条例へ委任の措置を講じる
- 条例へ委任するに当たり、法令で何らかの基準を示す場合には、「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」に限定

- ・「従うべき基準」： 条例の内容は「全国一致」
- ・「標準」： 条例の内容は、地方自治体に「合理的なものである旨の説明責任あり」
- ・「参酌すべき基準」： 基本的には地方自治体の判断で定められる

地域主権改革の実現に向けて、第3次勧告を最大限尊重し、地方分権を推進。ただし、保育・介護・福祉の質等に深刻な悪影響が生じかねないもののみ、例外的に全国一律の最低基準を維持。

(考え方)

- ・ 保育所、特別養護老人ホームなどの施設基準について、全ての基準を条例へ委任
- ・ ただし、利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準等」に限り、「従うべき基準」とする(全基準の約9割が地方自治体の判断で定められる)
- ・ 保育所については、東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」のみ「標準」とする

(※) 施設基準の条例への委任については、法施行の状況等を踏まえ、国の基準の在り方を再検討する

(「従うべき基準」の代表例)

- サービス内容の説明と同意
- 身体拘束、虐待の禁止
- 保育所における調理室の設置 など

【②協議、同意、許可・認可・承認の見直し】

- 廃止又は事後の届出、報告、通知等の情報連絡へ移行させる(例えば、これまで同意を要する協議が必要だった規定を、事後の届出のみでよいとするなど)

- 国民健康保険で法令給付以外の給付を行おうとする場合の都道府県知事協議の廃止
- 林業労働力の確保の促進に関する基本計画に係る大臣協議の廃止等

【③計画の策定及びその手続きの見直し】

- 計画等の廃止、単なる奨励への移行(「できる」規定化、努力義務化、内容に係る規定の例示化)等の措置を講じる

- 医療計画の内容のうち、地域医療支援病院等の整備の目標に関する事項などの例示化

第20回社会保障審議会	参考資料1
平成22年2月23日	

平成19年度社会保障給付費

平成 19 年度

社 会 保 障 給 付 費

平成 21 年 10 月

表章記号は次のとおりである

計数のない場合	—
比率が微小（0.05 未満）の場合	0.0
推計数が表章単位の 1/2 未満の場合	0
減少数（率）の場合	△

これは平成 19 年度の社会保障給付費について、平成 21 年度にとりまとめ公表したものである。

本資料の内容は国立社会保障・人口問題研究所のホームページ (<http://www.ipss.go.jp>)
および政府統計の総合窓口 (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>) で
公開されている。

◎お問い合わせは右担当室へ：国立社会保障・人口問題研究所 企画部 第3室
電話：03-3595-2985 ファックス：03-3591-4912

目 次

I	社会保障給付費の範囲	1
II	平成 19 年度社会保障給付費の概要	2
	表 1 部門別社会保障給付費	
	表 2 部門別社会保障給付費の対国民所得比	
	表 3 1 人（1 世帯）当たり社会保障給付費	
	図 1 社会保障給付費の部門別推移	
	表 4 機能別社会保障給付費	
	表 5 機能別社会保障給付費の対国民所得比	
	図 2 機能別社会保障給付費の推移	
	表 6 高齢者関係給付費	
III	平成 19 年度社会保障財源の概要	7
	表 7 項目別社会保障財源	
	図 3 収入、制度、部門、機能、対象者からみた社会保障給付費	

統計表

第 1 表	社会保障給付費の部門別推移	11
第 2 表	社会保障給付費（対国民所得比）の部門別推移	12
第 3 表	社会保障給付費・国民所得の対前年度伸び率の推移	13
第 4 表	1 人当たり社会保障給付費と 1 人当たり国民所得の推移	14
第 5 表	高齢者関係給付費の推移	16
第 6 表	児童・家族関係給付費の推移	17
第 7 表	制度別社会保障給付費の推移	18
第 8 表	機能別社会保障給付費の推移（平成 15～19 年度）	20
第 9 表	平成 19 年度社会保障費用	22
第 10 表	社会保障財源の項目別推移	30
第 11 表	社会保障財源の項目別推移（平成 15～19 年度）	32
参 考：	機能別社会保障給付費の項目説明	33

【付録】

OECD 基準の社会支出の国際比較	37
-------------------	----

I 社会保障給付費の範囲等

1. 社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- ① 制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。
(1)高齢 (2)遺族 (3)障害 (4)労働災害 (5)保健医療 (6)家族 (7)失業
(8)住宅 (9)生活保護その他
- ② 制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
- ③ 制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険や労働者災害補償保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

社会保障給付費は、上記のILO基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算等をもとに推計したものである。なお、ILO基準に従えば、児童福祉、老人福祉等の分野で地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業等の費用も上記の基準に合致するものであれば社会保障給付費から除外されるものではないが、国内の統計資料の制約から基本的には含まれていない。

ILOは1949年以来19回の社会保障費用調査を実施し、各国から提供された社会保障費データを、“The Cost of Social Security”としてインターネットのホームページで公開している。

(ILO該当URLは<http://www.ilo.org/public/english/protection/secsoc/areas/stat/css/index.htm>)

2. 社会保障給付費の「医療」「年金」「福祉その他」部門別分類は、次のとおりである。
「医療」には、医療保険、老人保健の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療、保健所等が行う公衆衛生サービスに係る費用等が含まれる。
「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。
「福祉その他」には、社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付が含まれる。また、再掲した介護対策には、介護保険給付と生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金及び介護休業給付が含まれる。
3. 社会保障給付費の機能別分類は、上記社会保障給付費の範囲1. ①におけるリスクやニーズごとに給付費を集計したものである。

Ⅱ 平成19年度社会保障給付費の概要

1. 平成19年度の社会保障給付費の総額は91兆4,305億円である。

(1) 部門別社会保障給付費をみると、「医療」が28兆9,462億円(31.7%)、「年金」が48兆2,735億円(52.8%)、「福祉その他」が14兆2,107億円(15.5%)である。

(2) 平成19年度社会保障給付費の対前年度伸び率は2.6%であり、対国民所得比は24.40%である。

(3) 国民1人当たり社会保障給付費は71万5,600円であり、1世帯当たりでは187万8,700円となっている。

表1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	891,098 (100.0)	914,305 (100.0)	23,207	2.6
医療	281,027 (31.5)	289,462 (31.7)	8,435	3.0
年金	473,253 (53.1)	482,735 (52.8)	9,483	2.0
福祉その他	136,818 (15.4)	142,107 (15.5)	5,289	3.9
介護対策(再掲)	60,601 (6.8)	63,727 (7.0)	3,126	5.2

(注) () 内は構成割合である。

表2 部門別社会保障給付費の対国民所得比

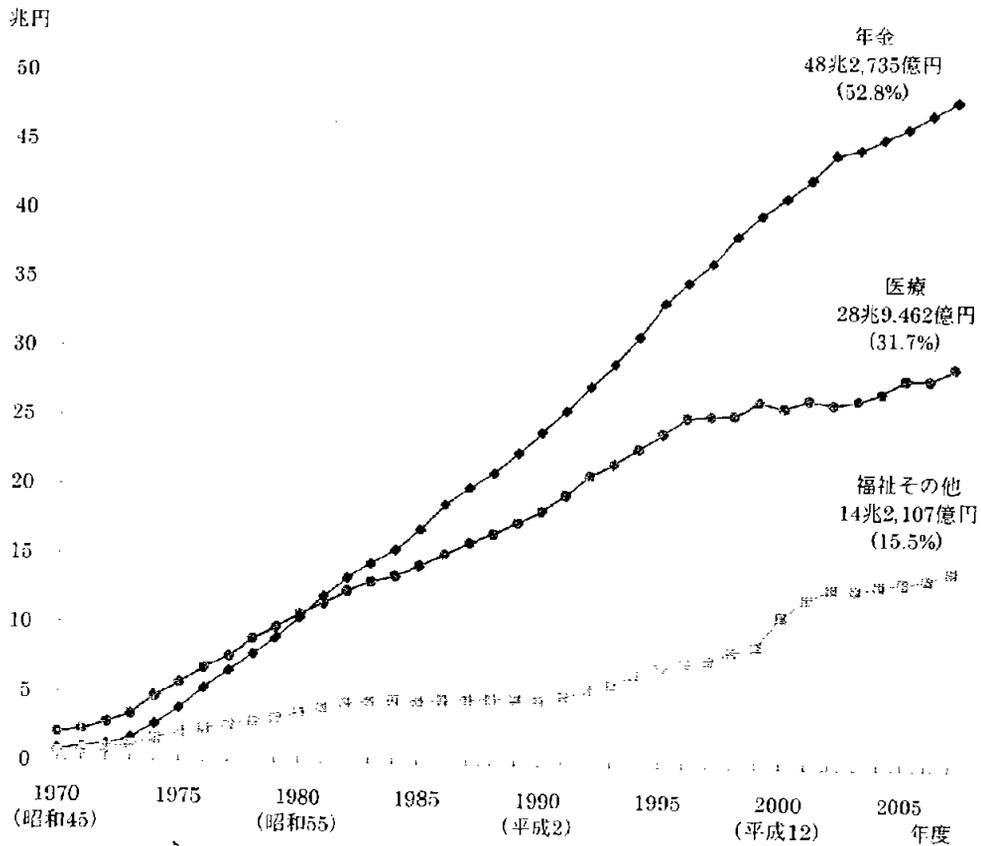
社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	23.85	24.40	0.54
医療	7.52	7.72	0.20
年金	12.67	12.88	0.21
福祉その他	3.66	3.79	0.13
介護対策(再掲)	1.62	1.70	0.08

表3 1人（1世帯）当たり社会保障給付費

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
1人当たり	千円 697.4	千円 715.6	千円 18.2	% 2.6
1世帯当たり	1,850.8	1,878.7	27.9	1.5

(注) 1世帯当たり社会保障給付費 = (世帯人員総数 / 世帯総数) × 1人当たり社会保障給付費
によって算出した。

図1 社会保障給付費の部門別推移



2. 機能別社会保障給付費をみると「高齢」が全体の50.1%で最も大きく、ついで「保健医療」が31.1%であり、この二つの機能で81.2%を占めている。これ以外の機能では、「遺族」(7.2%)、「家族」(3.4%)、「障害」(3.0%)、「生活保護その他」(2.5%)、「失業」(1.3%)、「労働災害」(1.1%)、「住宅」(0.4%)の順となっている。

表4 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	891,098 (100.0)	914,305 (100.0)	23,207	2.6
高齢	446,618 (50.1)	457,900 (50.1)	11,282	2.5
遺族	64,479 (7.2)	65,755 (7.2)	1,277	2.0
障害	25,618 (2.9)	27,760 (3.0)	2,142	8.4
労働災害	9,829 (1.1)	9,738 (1.1)	△ 90	△ 0.9
保健医療	274,696 (30.8)	283,993 (31.1)	9,297	3.4
家族	30,705 (3.4)	30,733 (3.4)	28	0.1
失業	12,396 (1.4)	11,871 (1.3)	△ 525	△ 4.2
住宅	3,416 (0.4)	3,611 (0.4)	195	5.7
生活保護その他	23,341 (2.6)	22,943 (2.5)	△ 398	△ 1.7

(注)

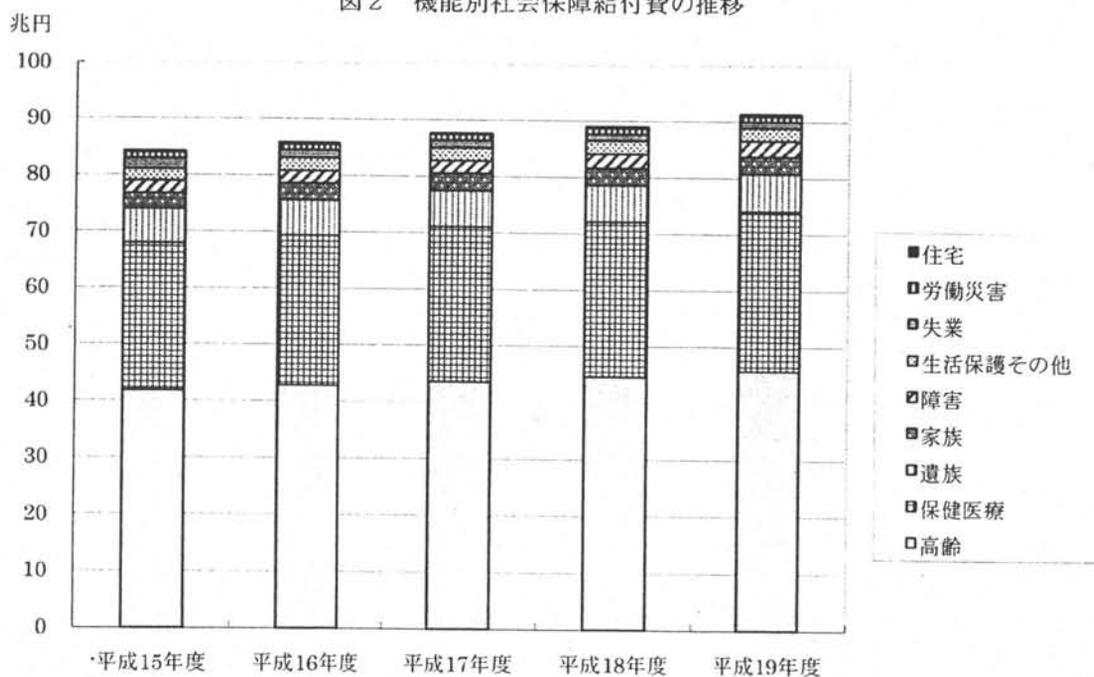
1. ()内は構成割合である。
2. 機能別の項目説明は、33頁を参照。
3. 平成19年度については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、「家族」から「障害」に移行した費用があること等による影響に引き続き留意する必要があるため、平成18年度以前と単純に比較することができない。

表5 機能別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	23.85	24.40	0.54
高齢	11.95	12.22	0.26
遺族	1.73	1.75	0.03
障害	0.69	0.74	0.05
労働災害	0.26	0.26	△ 0.00
保健医療	7.35	7.58	0.22
家族	0.82	0.82	△ 0.00
失業	0.33	0.32	△ 0.02
住宅	0.09	0.10	0.00
生活保護その他	0.62	0.61	△ 0.01

(注) 平成19年度については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、「家族」から「障害」に移行した費用があること等による影響に引き続き留意する必要がある、平成18年度以前と単純に比較することができない。

図2 機能別社会保障給付費の推移



3. 年金保険給付費、老人保健（医療分）給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた高齢者関係給付費は、平成19年度には63兆5,654億円となり、社会保障給付費に対する割合は69.5%である。

表6 高齢者関係給付費

	平成18年度	平成19年度	対前年度伸び率
	億円	億円	%
社会保障給付費	891,098 (100.0)	914,305 (100.0)	2.6
	億円	億円	%
年金保険給付費	457,716	467,994	2.2
老人保健（医療分）給付費	102,874	102,807	△ 0.1
老人福祉サービス給付費	60,602	63,728	5.2
高年齢雇用継続給付費	1,105	1,125	1.9
計	622,297 (69.8)	635,654 (69.5)	2.1
	万人	万人	%
60歳以上人口	3,475	3,594	3.4
65歳以上人口	2,660	2,746	3.2
70歳以上人口	1,898	1,963	3.4
75歳以上人口	1,217	1,270	4.4

(注)

1. () 内は社会保障給付費に占める割合である。
2. 老人福祉サービス給付費は、介護対策給付費と介護保険以外の福祉サービス費等からなる。
3. 高年齢雇用継続給付費は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が25%以上低下した状態で雇用を継続する高年齢者に対し、60歳以後の賃金額の15%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。
4. 老人保健制度の対象年齢が、平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げられており、平成18年10月には75歳以上となっている。上記「老人保健（医療分）給付費」の平成18年度と平成19年度の額については、対象年齢が75歳以上となった月数の長さが異なっていることに留意する必要がある。なお、「平成19年度国民医療費（厚生労働省）」によると、平成19年度の75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は4.3%の増加である。

Ⅲ 平成19年度社会保障財源の概要

平成19年度の社会保障財源の総額は100兆4,289億円である。

- (1) 項目別割合をみると、社会保険料が56.6%、公費負担が30.9%、他の収入が12.5%となっている。
- (2) 対前年度比は3.8%の減少となった。

表7 項目別社会保障財源

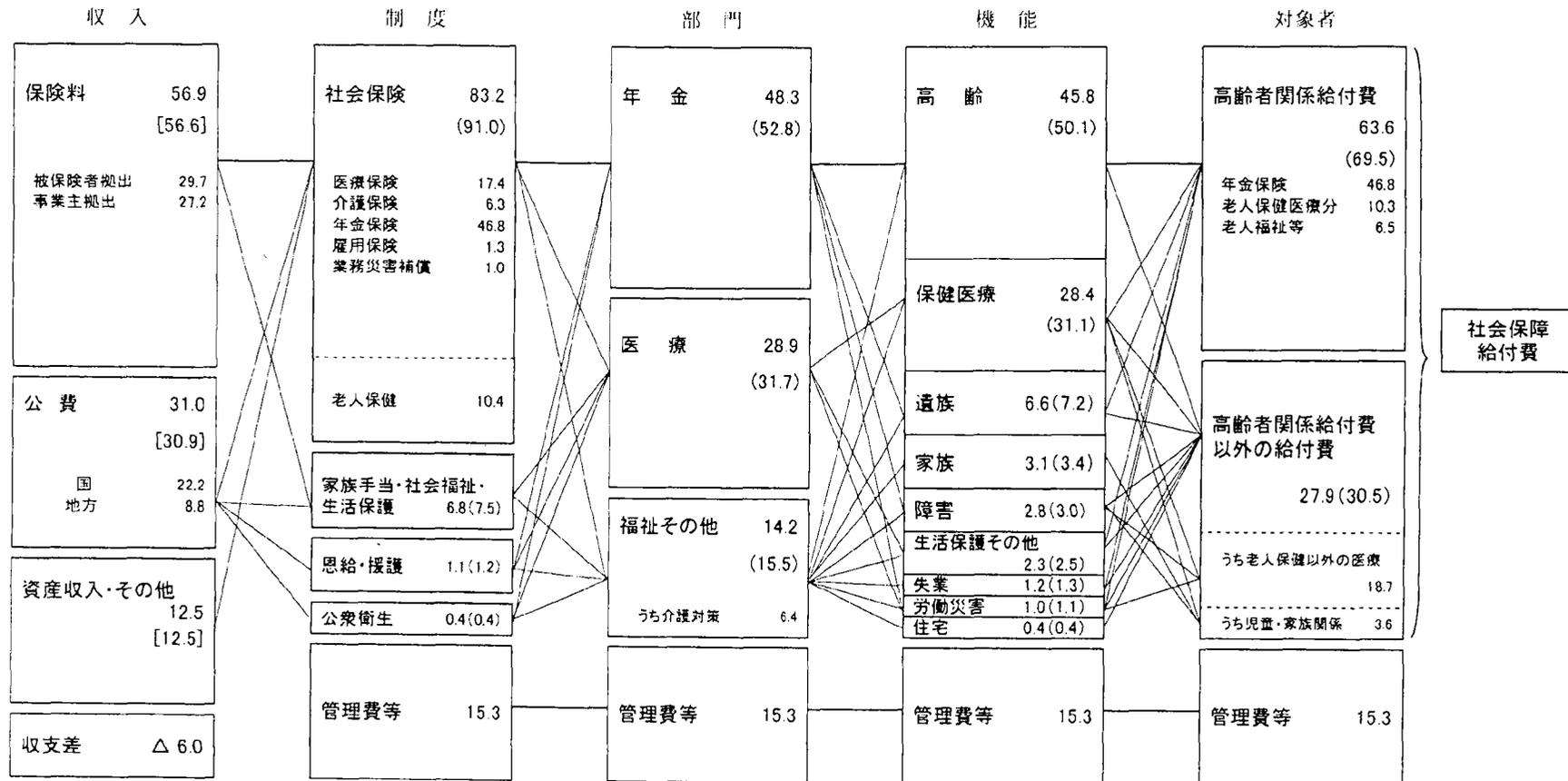
	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,043,713 (100.0)	1,004,289 (100.0)	△ 39,424	△ 3.8
Ⅰ 社会保険料	562,016 (53.8)	568,740 (56.6)	6,725	1.2
事業主拠出	269,847 (25.9)	272,010 (27.1)	2,163	0.8
被保険者拠出	292,169 (28.0)	296,730 (29.5)	4,562	1.6
Ⅱ 公費負担	303,439 (29.1)	310,368 (30.9)	6,929	2.3
国	218,703 (21.0)	221,900 (22.1)	3,198	1.5
地方	84,736 (8.1)	88,468 (8.8)	3,731	4.4
Ⅲ 他の収入	178,259 (17.1)	125,181 (12.5)	△ 53,078	△ 29.8
資産収入	87,222 (8.4)	20,363 (2.0)	△ 66,859	△ 76.7
その他	91,037 (8.7)	104,818 (10.4)	13,781	15.1

(注)

1. () 内は構成割合である。
2. 「他の収入」については、厚生年金等における積立金の規模及び運用収入を時価ベースで評価していること等に留意する必要がある。また「その他」には積立金からの受入を含む。
3. 国民健康保険の共同事業支出金等について精査を行い、これまで「公費負担」の「地方」に含まれていた収入を「他の収入」の「その他」に計上し直したため、過去に遡って必要な改訂を行った。

図3 収入、制度、部門、機能、対象者からみた社会保障給付費（2007（平成19）年度）

（単位：兆円、％）



(注)

- 「児童・家族関係」は、社会保障給付費のうち、医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当である。
- 平成19年度の社会保障収入は100.4兆円（他制度からの移転を除く）であり、〔 〕内は社会保障収入に対する割合。
- 平成19年度の社会保障給付費は91.4兆円であり、（ ）内は社会保障給付費に対する割合。

第1表 社会保障給付費の部門別推移

年度	社会保障給付費						
	計	医療	構成割合	年金・福祉その他	構成割合		
	億円	億円	%	億円	%		
1950(昭和25)	1,261	646	51.2	615	48.8		
1951(26)	1,571	804	51.1	768	48.9		
1952(27)	2,194	1,149	52.3	1,046	47.7		
1953(28)	2,577	1,480	57.5	1,096	42.5		
1954(29)	3,841	1,712	44.6	2,129	55.4		
1955(30)	3,893	1,919	49.3	1,974	50.7		
1956(31)	3,986	2,018	50.6	1,969	49.4		
1957(32)	4,357	2,224	51.0	2,133	49.0		
1958(33)	5,080	2,099	41.3	2,981	58.7		
1959(34)	5,778	2,523	43.7	3,255	56.3		
1960(35)	6,553	2,942	44.9	3,611	55.1		
1961(36)	7,900	3,850	48.7	4,050	51.3		
1962(37)	9,219	4,699	51.0	4,520	49.0		
1963(38)	11,214	5,885	52.5	5,329	47.5		
				年金	構成割合	福祉その他	構成割合
				億円	%	億円	%
1964(39)	13,475	7,328	54.4	3,056	22.7	3,091	22.9
1965(40)	16,037	9,137	57.0	3,508	21.9	3,392	21.2
1966(41)	18,670	10,766	57.7	4,199	22.5	3,705	19.8
1967(42)	21,644	12,583	58.1	4,947	22.9	4,114	19.0
1968(43)	25,096	14,679	58.5	5,835	23.3	4,582	18.3
1969(44)	28,752	16,975	59.0	6,935	24.1	4,842	16.8
1970(45)	35,239	20,758	58.9	8,562	24.3	5,920	16.8
1971(46)	40,258	22,505	55.9	10,192	25.3	7,561	18.8
1972(47)	49,845	28,111	56.4	12,367	24.8	9,367	18.8
1973(48)	62,587	34,270	54.8	16,758	26.8	11,559	18.5
1974(49)	90,270	47,208	52.3	26,782	29.7	16,280	18.0
1975(50)	117,693	57,132	48.5	38,831	33.0	21,730	18.5
1976(51)	145,165	68,098	46.9	53,415	36.8	23,652	16.3
1977(52)	168,868	76,256	45.2	65,880	39.0	26,732	15.8
1978(53)	197,763	89,167	45.1	78,377	39.6	30,219	15.3
1979(54)	219,832	97,743	44.5	89,817	40.9	32,272	14.7
1980(55)	247,736	107,329	43.3	104,525	42.2	35,882	14.5
1981(56)	275,638	115,221	41.8	120,420	43.7	39,997	14.5
1982(57)	300,973	124,118	41.2	133,404	44.3	43,451	14.4
1983(58)	319,733	130,983	41.0	144,108	45.1	44,642	14.0
1984(59)	336,396	135,654	40.3	154,527	45.9	46,216	13.7
1985(60)	356,798	142,830	40.0	168,923	47.3	45,044	12.6
1986(61)	385,918	151,489	39.3	187,620	48.6	46,809	12.1
1987(62)	407,337	160,001	39.3	199,874	49.1	47,462	11.7
1988(63)	424,582	166,726	39.3	210,459	49.6	47,397	11.2
1989(平成元)	448,822	175,279	39.1	225,407	50.2	48,136	10.7
1990(2)	472,203	183,795	38.9	240,420	50.9	47,989	10.2
1991(3)	501,346	195,056	38.9	256,145	51.1	50,145	10.0
1992(4)	538,280	209,395	38.9	274,013	50.9	54,872	10.2
1993(5)	568,039	218,059	38.4	290,376	51.1	59,603	10.5
1994(6)	604,660	228,656	37.8	310,084	51.3	65,920	10.9
1995(7)	647,243	240,520	37.2	334,986	51.8	71,738	11.1
1996(8)	675,402	251,711	37.3	349,548	51.8	74,143	11.0
1997(9)	694,087	252,987	36.4	363,996	52.4	77,104	11.1
1998(10)	721,333	253,989	35.2	384,105	53.2	83,239	11.5
1999(11)	750,338	263,863	35.2	399,112	53.2	87,363	11.6
2000(12)	781,191	259,953	33.3	412,012	52.7	109,225	14.0
2001(13)	813,928	266,309	32.7	425,714	52.3	121,905	15.0
2002(14)	835,584	262,643	31.4	443,781	53.1	129,159	15.5
2003(15)	842,582	266,048	31.6	447,845	53.2	128,689	15.3
2004(16)	858,660	271,454	31.6	455,188	53.0	132,018	15.4
2005(17)	877,827	281,094	32.0	462,930	52.7	133,803	15.2
2006(18)	891,098	281,027	31.5	473,253	53.1	136,818	15.4
2007(19)	914,305	289,462	31.7	482,735	52.8	142,107	15.5

(注) 四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある。

第2表 社会保障給付費(対国民所得比)の部門別推移

(単位：%)

年度	社会保障給付費(対国民所得比)				国民所得 (億円)
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	3.54	1.81		1.73	44,346
1952(27)	4.21	2.20		2.01	52,159
1953(28)	4.29	2.47		1.83	60,015
1954(29)	5.83	2.60		3.23	65,917
1955(30)	5.58	2.75		2.83	69,733
1956(31)	5.05	2.56		2.49	78,962
1957(32)	4.91	2.51		2.41	88,681
1958(33)	5.41	2.24		3.18	93,829
1959(34)	5.23	2.28		2.95	110,421
1960(35)	4.86	2.18		2.68	134,967
1961(36)	4.91	2.39		2.52	160,819
1962(37)	5.15	2.63		2.53	178,933
1963(38)	5.31	2.79		2.53	210,993
1964(39)	5.60	3.05	1.27	1.29	240,514
1965(40)	5.98	3.41	1.31	1.26	268,270
1966(41)	5.90	3.40	1.33	1.17	316,448
1967(42)	5.76	3.35	1.32	1.10	375,477
1968(43)	5.74	3.36	1.33	1.05	437,209
1969(44)	5.52	3.26	1.33	0.93	521,178
1970(45)	5.77	3.40	1.40	0.97	610,297
1971(46)	6.11	3.41	1.55	1.15	659,105
1972(47)	6.40	3.61	1.59	1.20	779,369
1973(48)	6.53	3.58	1.75	1.21	958,396
1974(49)	8.03	4.20	2.38	1.45	1,124,716
1975(50)	9.49	4.61	3.13	1.75	1,239,907
1976(51)	10.34	4.85	3.80	1.68	1,403,972
1977(52)	10.85	4.90	4.23	1.72	1,557,032
1978(53)	11.51	5.19	4.56	1.76	1,717,785
1979(54)	12.07	5.36	4.93	1.77	1,822,066
1980(55)	12.15	5.26	5.13	1.76	2,038,787
1981(56)	13.03	5.44	5.69	1.89	2,116,151
1982(57)	13.67	5.64	6.06	1.97	2,201,314
1983(58)	13.82	5.66	6.23	1.93	2,312,900
1984(59)	13.84	5.58	6.36	1.90	2,431,172
1985(60)	13.69	5.48	6.48	1.73	2,605,599
1986(61)	14.40	5.65	7.00	1.75	2,679,415
1987(62)	14.49	5.69	7.11	1.69	2,810,998
1988(63)	14.03	5.51	6.95	1.57	3,027,101
1989(平成元)	13.99	5.46	7.03	1.50	3,208,020
1990(2)	13.61	5.30	6.93	1.38	3,468,929
1991(3)	13.59	5.29	6.94	1.36	3,689,316
1992(4)	14.71	5.72	7.49	1.50	3,660,072
1993(5)	15.55	5.97	7.95	1.63	3,653,760
1994(6)	16.34	6.18	8.38	1.78	3,700,109
1995(7)	17.54	6.52	9.08	1.94	3,689,367
1996(8)	17.77	6.62	9.19	1.95	3,801,609
1997(9)	18.16	6.62	9.52	2.02	3,822,945
1998(10)	19.55	6.88	10.41	2.26	3,689,757
1999(11)	20.59	7.24	10.95	2.40	3,643,409
2000(12)	21.01	6.99	11.08	2.94	3,718,039
2001(13)	22.53	7.37	11.78	3.37	3,613,335
2002(14)	23.49	7.38	12.47	3.63	3,557,610
2003(15)	23.53	7.43	12.51	3.59	3,580,792
2004(16)	23.60	7.46	12.51	3.63	3,638,976
2005(17)	23.99	7.68	12.65	3.66	3,658,783
2006(18)	23.85	7.52	12.67	3.66	3,735,911
2007(19)	24.40	7.72	12.88	3.79	3,747,682

(資料) 国民所得出所は、昭和29年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、
昭和30-52年度は同「長期週及主要系列国民経済計算報告」、
昭和53-54年度は同「平成12年版国民経済計算年報」、
昭和55-平成19年度は内閣府経済社会総合研究所「平成21年版国民経済計算年報」による。

第3表 社会保障給付費・国民所得の対前年度伸び率の推移

(単位：%)

年度	社会保障給付費				国民所得
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	24.6	24.5	24.9		-
1952(27)	39.7	42.9	36.2		17.6
1953(28)	17.5	28.8	4.8		15.1
1954(29)	49.0	15.7	94.3		9.8
1955(30)	1.4	12.1	△ 7.3		5.8
1956(31)	2.4	5.2	△ 0.3		13.2
1957(32)	9.3	10.2	8.3		12.3
1958(33)	16.6	△ 5.6	39.8		5.8
1959(34)	13.7	20.2	9.2		17.7
1960(35)	13.4	16.6	10.9		22.2
1961(36)	20.6	30.9	12.2		19.2
1962(37)	16.7	22.1	11.6		11.3
1963(38)	21.6	25.2	17.9		17.9
1964(39)	20.2	24.5	15.3		14.0
1965(40)	19.0	24.7	14.8	9.7	11.5
1966(41)	16.4	17.8	19.7	9.2	18.0
1967(42)	15.9	16.9	17.8	11.0	18.7
1968(43)	15.9	16.7	18.0	11.4	16.4
1969(44)	14.6	15.6	18.9	5.7	19.2
1970(45)	22.6	22.3	23.4	22.2	17.1
1971(46)	14.2	8.4	19.0	27.7	8.0
1972(47)	23.8	24.9	21.3	23.9	18.2
1973(48)	25.6	21.9	35.5	23.4	23.0
1974(49)	44.2	37.8	59.8	40.8	17.4
1975(50)	30.4	21.0	45.0	33.5	10.2
1976(51)	23.3	19.2	37.6	8.8	13.2
1977(52)	16.3	12.0	23.3	13.0	10.9
1978(53)	17.1	16.9	19.0	13.0	10.3
1979(54)	11.2	9.6	14.6	6.8	6.1
1980(55)	12.7	9.8	16.4	11.2	11.9
1981(56)	11.3	7.4	15.2	11.5	3.8
1982(57)	9.2	7.7	10.8	8.6	4.0
1983(58)	6.2	5.5	8.0	2.7	5.1
1984(59)	5.2	3.6	7.2	3.5	5.1
1985(60)	6.1	5.3	9.3	△ 2.5	7.2
1986(61)	8.2	6.1	11.1	3.9	2.8
1987(62)	5.6	5.6	6.5	1.4	4.9
1988(63)	4.2	4.2	5.3	△ 0.1	7.7
1989(平成元)	5.7	5.1	7.1	1.6	6.0
1990(2)	5.2	4.9	6.7	△ 0.3	8.1
1991(3)	6.2	6.1	6.5	4.5	6.4
1992(4)	7.4	7.4	7.0	9.4	△ 0.8
1993(5)	5.5	4.1	6.0	8.6	△ 0.2
1994(6)	6.4	4.9	6.8	10.6	1.3
1995(7)	7.0	5.2	8.0	8.8	△ 0.3
1996(8)	4.4	4.7	4.3	3.4	3.0
1997(9)	2.8	0.5	4.1	4.0	0.6
1998(10)	3.9	0.4	5.5	8.0	△ 3.5
1999(11)	4.0	3.9	3.9	5.0	△ 1.3
2000(12)	4.1	△ 1.5	3.2	25.0	2.0
2001(13)	4.2	2.4	3.3	11.6	△ 2.8
2002(14)	2.7	△ 1.4	4.2	6.0	△ 1.5
2003(15)	0.8	1.3	0.9	△ 0.4	0.7
2004(16)	1.9	2.0	1.6	2.6	1.6
2005(17)	2.2	3.6	1.7	1.4	0.5
2006(18)	1.5	△ 0.0	2.2	2.3	2.1
2007(19)	2.6	3.0	2.0	3.9	0.3

第4表 1人当たり社会保障給付費と1人当たり国民所得の推移

年度	1人当たり社会保障給付費		1人当たり国民所得	
	実額(千円)	指数 1973年=100	実額(千円)	指数 1973年=100
1951(昭和26)	1.9	3.3	52.5	6.0
1952(27)	2.6	4.5	60.8	6.9
1953(28)	3.0	5.2	69.0	7.8
1954(29)	4.4	7.7	74.7	8.5
1955(30)	4.4	7.7	78.2	8.9
1956(31)	4.4	7.7	87.6	10.0
1957(32)	4.8	8.4	97.6	11.1
1958(33)	5.5	9.6	102.3	11.6
1959(34)	6.2	10.8	119.2	13.6
1960(35)	7.0	12.2	144.5	16.4
1961(36)	8.4	14.6	170.6	19.4
1962(37)	9.7	16.9	188.1	21.4
1963(38)	11.7	20.4	219.5	25.0
1964(39)	13.7	23.9	247.6	28.2
1965(40)	16.2	28.2	273.2	31.1
1966(41)	18.9	32.9	319.6	36.4
1967(42)	21.6	37.7	375.0	42.7
1968(43)	24.8	43.2	431.7	49.1
1969(44)	28.0	48.9	508.7	57.9
1970(45)	33.7	58.7	586.0	66.7
1971(46)	37.9	66.1	621.7	70.7
1972(47)	46.3	80.8	724.9	82.5
1973(48)	57.4	100.0	879.1	100.0
1974(49)	81.6	142.3	1,018.1	115.8
1975(50)	105.1	183.3	1,108.7	126.1
1976(51)	128.4	223.8	1,242.4	141.3
1977(52)	147.9	257.9	1,364.7	155.2
1978(53)	171.7	299.3	1,492.2	169.7
1979(54)	189.3	329.9	1,569.6	178.5
1980(55)	211.6	368.9	1,742.7	198.2
1981(56)	233.8	407.5	1,795.9	204.3
1982(57)	253.5	441.9	1,855.2	211.0
1983(58)	267.5	466.3	1,936.0	220.2
1984(59)	279.6	487.4	2,021.9	230.0
1985(60)	294.8	513.8	2,153.9	245.0
1986(61)	317.2	553.0	2,203.5	250.6
1987(62)	333.2	580.9	2,301.0	261.7
1988(63)	345.9	603.0	2,467.6	280.7
1989(平成元)	364.3	635.0	2,605.3	296.3
1990(2)	382.0	665.9	2,807.6	319.4
1991(3)	404.2	704.6	2,974.5	338.3
1992(4)	432.5	754.0	2,940.3	334.5
1993(5)	455.3	793.7	2,926.4	332.9
1994(6)	483.6	843.0	2,955.1	336.1
1995(7)	515.4	898.5	2,939.8	334.4
1996(8)	536.6	935.4	3,022.5	343.8
1997(9)	550.1	959.0	3,031.6	344.8
1998(10)	570.3	994.1	2,918.6	332.0
1999(11)	592.3	1,032.5	2,876.7	327.2
2000(12)	615.5	1,072.9	2,930.2	333.3
2001(13)	639.4	1,114.7	2,841.0	323.2
2002(14)	655.7	1,143.0	2,792.5	317.6
2003(15)	660.2	1,150.9	2,806.0	319.2
2004(16)	672.5	1,172.3	2,849.9	324.2
2005(17)	687.0	1,197.7	2,863.6	325.7
2006(18)	697.4	1,215.8	2,923.9	332.6
2007(19)	715.6	1,247.4	2,933.1	333.6

第5表 高齢者関係給付費の推移

年度	年金保険 給付費	老人保健 (医療分) 給付費	老人福祉 サービス 給付費	高齢者 雇用継続 給付費	計	対前年度 伸び率		社会保障 給付費	対前年度 伸び率
						対前年度 伸び率	給付費に 占める割合		
	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	億円	%
1973(昭和48)	10,757	4,289	596	-	15,642	-	25.0	62,587	-
1974(49)	19,205	6,652	877	-	26,734	70.9	29.6	90,270	44.2
1975(50)	28,924	8,666	1,164	-	38,754	45.0	32.9	117,693	30.4
1976(51)	40,697	10,780	1,489	-	52,965	36.7	36.5	145,165	23.3
1977(52)	50,942	12,872	1,798	-	65,612	23.9	38.9	168,868	16.3
1978(53)	61,329	15,948	2,060	-	79,336	20.9	40.1	197,763	17.1
1979(54)	70,896	18,503	2,306	-	91,706	15.6	41.7	219,832	11.2
1980(55)	83,675	21,269	2,570	-	107,514	17.2	43.4	247,736	12.7
1981(56)	97,903	24,280	2,822	-	125,004	16.3	45.4	275,638	11.3
1982(57)	109,552	27,450	3,129	-	140,131	12.1	46.6	300,973	9.2
1983(58)	120,122	32,660	3,306	-	156,088	11.4	48.8	319,733	6.2
1984(59)	130,497	35,534	3,467	-	169,498	8.6	50.4	336,396	5.2
1985(60)	144,549	40,070	3,668	-	188,288	11.1	52.8	356,798	6.1
1986(61)	163,140	43,584	4,316	-	211,041	12.1	54.7	385,918	8.2
1987(62)	175,081	46,638	4,278	-	225,997	7.1	55.5	407,337	5.6
1988(63)	185,889	49,824	4,569	-	240,282	6.3	56.6	424,582	4.2
1989(平成元)	201,126	53,730	5,106	-	259,962	8.2	57.9	448,822	5.7
1990(2)	216,182	57,331	5,749	-	279,262	7.4	59.1	472,203	5.2
1991(3)	231,909	61,976	6,552	-	300,437	7.6	59.9	501,346	6.2
1992(4)	249,728	66,685	7,456	-	323,869	7.8	60.2	538,280	7.4
1993(5)	266,199	71,394	8,171	-	345,764	6.8	60.9	568,039	5.5
1994(6)	286,248	77,804	9,066	-	373,117	7.9	61.7	604,660	6.4
1995(7)	311,565	84,525	10,902	117	407,109	9.1	62.9	647,243	7.0
1996(8)	326,713	92,166	11,537	369	430,784	5.8	63.8	675,402	4.4
1997(9)	341,699	96,392	12,743	567	451,401	4.8	65.0	694,087	2.8
1998(10)	362,379	101,092	13,797	773	478,041	5.9	66.3	721,333	3.9
1999(11)	378,061	109,443	13,841	954	502,299	5.1	66.9	750,338	4.0
2000(12)	391,729	103,469	34,193	1,086	530,476	5.6	67.9	781,191	4.1
2001(13)	406,178	107,216	43,029	1,250	557,673	5.1	68.5	813,928	4.2
2002(14)	425,025	107,125	48,584	1,437	582,171	4.4	69.7	835,584	2.7
2003(15)	429,959	106,343	53,099	1,489	590,890	1.5	70.1	842,582	0.8
2004(16)	438,143	105,879	57,424	1,389	602,836	2.0	70.2	858,660	1.9
2005(17)	446,690	106,669	58,910	1,256	613,524	1.8	69.9	877,827	2.2
2006(18)	457,716	102,874	60,602	1,105	622,297	1.4	69.8	891,098	1.5
2007(19)	467,994	102,807	63,728	1,125	635,654	2.1	69.5	914,305	2.6

(注) 老人保健制度の対象年齢が、平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げられており、平成13年度以前、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度でそれぞれ対象となる年齢が異なっていること、平成18年度と平成19年度では対象年齢が75歳以上となった月数の長さが異なっていることに留意する必要がある。なお、「国民医療費(厚生労働省)」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5%増、平成15年度3.8%増、平成16年度5.7%増、平成17年度5.7%増、平成18年度1.5%増、平成19年度4.3%増である。

第6表 児童・家族関係給付費の推移

年度	児童手当計						合計	出産 関係費	総計		
	児童手当	児童扶養 手当等	児童福祉 サービス	育児休業 給付	対前年度 伸び率	給付費に 占める割合					
									億円	億円	億円
1975(昭和50)	1,829	1,444	385	3,549	—	5,378	1,229	6,608	—	5.6	
1976(51)	2,333	1,691	642	4,258	—	6,591	915	7,505	13.6	5.2	
1977(52)	2,509	1,695	814	4,802	—	7,311	1,702	9,013	20.1	5.3	
1978(53)	2,834	1,719	1,114	5,243	—	8,076	1,683	9,759	8.3	4.9	
1979(54)	3,180	1,785	1,396	5,744	—	8,924	1,668	10,591	8.5	4.8	
1980(55)	3,560	1,778	1,782	5,998	—	9,558	1,639	11,197	5.7	4.5	
1981(56)	3,790	1,641	2,149	6,225	—	10,014	2,149	12,163	8.6	4.4	
1982(57)	4,109	1,660	2,449	6,386	—	10,494	2,240	12,735	4.7	4.2	
1983(58)	4,365	1,650	2,715	6,138	—	10,503	2,260	12,763	0.2	4.0	
1984(59)	4,544	1,637	2,908	6,408	—	10,952	2,641	13,593	6.5	4.0	
1985(60)	4,617	1,589	3,027	6,836	—	11,453	3,060	14,513	6.8	4.1	
1986(61)	4,604	1,605	3,000	7,635	—	12,239	3,161	15,401	6.1	4.0	
1987(62)	4,574	1,558	3,016	7,356	—	11,931	3,150	15,080	△ 2.1	3.7	
1988(63)	4,500	1,488	3,012	7,555	—	12,055	3,105	15,160	0.5	3.6	
1989(平成元)	4,465	1,454	3,011	8,046	—	12,511	2,990	15,501	2.3	3.5	
1990(2)	4,449	1,391	3,059	8,532	—	12,981	3,005	15,986	3.1	3.4	
1991(3)	4,439	1,381	3,058	9,327	—	13,766	3,104	16,870	5.5	3.4	
1992(4)	5,267	2,173	3,094	9,691	—	14,958	3,692	18,650	10.6	3.5	
1993(5)	5,072	1,942	3,130	10,424	6	15,502	3,775	19,277	3.4	3.4	
1994(6)	4,928	1,710	3,218	10,768	5	15,701	4,224	19,925	3.4	3.3	
1995(7)	5,112	1,612	3,500	11,177	327	16,616	4,497	21,113	6.0	3.3	
1996(8)	5,201	1,536	3,666	13,312	507	19,021	4,594	23,615	11.8	3.5	
1997(9)	5,304	1,497	3,807	12,809	559	18,672	4,586	23,259	△ 1.5	3.4	
1998(10)	5,370	1,486	3,885	13,336	603	19,310	4,687	23,997	3.2	3.3	
1999(11)	5,524	1,547	3,977	14,188	643	20,355	4,617	24,972	4.1	3.3	
2000(12)	7,116	2,917	4,199	14,963	721	22,801	4,618	27,419	9.8	3.5	
2001(13)	8,574	4,062	4,512	15,876	1,078	25,527	4,606	30,133	9.9	3.7	
2002(14)	8,964	4,315	4,649	16,766	1,241	26,970	4,543	31,513	4.6	3.8	
2003(15)	9,158	4,365	4,792	16,724	1,304	27,186	4,440	31,626	0.4	3.8	
2004(16)	11,236	5,909	5,327	17,180	1,370	29,786	4,443	34,229	8.2	4.0	
2005(17)	11,579	6,300	5,279	18,268	1,428	31,274	4,363	35,637	4.1	4.1	
2006(18)	13,512	8,084	5,428	15,674	1,487	30,673	4,718	35,391	△ 0.7	4.0	
2007(19)	15,225	9,757	5,468	13,671	1,804	30,700	4,913	35,613	0.6	3.9	

(注) 平成19年度については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、児童福祉サービスの対象から外れた費用があることによる影響に引き続き留意する必要がある、平成18年度以前と単純に比較することができない。

第7表 制度別社会保障給付費の推移

年度		1998(平成10)	1999(平成11)	2000(平成12)	2001(平成13)	2002(平成14)
給 付 費	総計	72,133,280	75,033,754	78,119,108	81,392,831	83,558,384
	医療保険	14,360,954	14,436,281	14,572,699	14,791,576	14,439,575
	老人保健	10,188,446	11,026,058	10,447,419	10,804,055	10,801,187
	介護保険	—	—	3,252,114	4,122,775	4,666,117
	年金保険	36,237,881	37,806,127	39,172,913	40,617,812	42,502,502
	雇用保険等	2,703,379	2,836,289	2,664,958	2,713,358	2,619,154
	業務災害補償	1,044,118	1,025,530	1,018,528	1,015,412	982,922
	家族手当	537,013	552,367	711,649	857,359	896,364
	生活保護	1,682,009	1,814,815	1,929,889	2,060,403	2,186,944
	社会福祉	3,082,738	3,312,714	2,186,116	2,315,038	2,460,362
	公衆衛生	537,943	539,865	554,917	560,460	544,067
	恩給	1,547,077	1,486,055	1,419,745	1,350,930	1,280,425
	戦争犠牲者援護	211,723	197,651	188,161	183,654	178,763
構 成 割 合	総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	医療保険	19.9	19.2	18.7	18.2	17.3
	老人保健	14.1	14.7	13.4	13.3	12.9
	介護保険	—	—	4.2	5.1	5.6
	年金保険	50.2	50.4	50.1	49.9	50.9
	雇用保険等	3.7	3.8	3.4	3.3	3.1
	業務災害補償	1.4	1.4	1.3	1.2	1.2
	家族手当	0.7	0.7	0.9	1.1	1.1
	生活保護	2.3	2.4	2.5	2.5	2.6
	社会福祉	4.3	4.4	2.8	2.8	2.9
	公衆衛生	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	恩給	2.1	2.0	1.8	1.7	1.5
	戦争犠牲者援護	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2

(注)

1. 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。
2. 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
3. 雇用保険等は雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。
4. 老人保健制度の対象年齢が、平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げられており、平成13年度以前、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度でそれぞれ対象となる年齢が異なっていること、平成18年度と平成19年度では対象年齢が75歳以上となった月数の長さが異なっていることに留意する必要がある。なお、「国民医療費（厚生労働省）」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5%増、平成15年度3.8%増、平成16年度5.7%増、平成17年度5.7%増、平成18年度1.5%増、平成19年度4.3%増である。

(単位：百万円、割合%)

2003(平成15)	2004(平成16)	2005(平成17)	2006(平成18)	2007(平成19)
84,258,195	85,866,002	87,782,748	89,109,794	91,430,462
14,711,798	15,276,653	16,141,036	16,534,328	17,423,572
10,722,379	10,675,768	10,753,916	10,378,744	10,372,041
5,110,400	5,577,221	5,823,169	5,999,798	6,305,302
42,995,871	43,814,337	44,668,954	45,771,556	46,799,355
2,024,562	1,528,279	1,435,313	1,336,550	1,309,463
973,367	958,723	953,185	965,993	957,183
915,765	1,123,641	1,157,903	1,351,217	1,522,520
2,365,553	2,552,832	2,592,255	2,635,638	2,603,274
2,469,305	2,539,797	2,504,698	2,600,278	2,688,602
592,919	535,923	547,416	427,534	383,637
1,204,272	1,131,933	1,058,666	984,098	974,973
172,005	150,895	146,238	124,059	90,539
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
17.5	17.8	18.4	18.6	19.1
12.7	12.4	12.3	11.6	11.3
6.1	6.5	6.6	6.7	6.9
51.0	51.0	50.9	51.4	51.2
2.4	1.8	1.6	1.5	1.4
1.2	1.1	1.1	1.1	1.0
1.1	1.3	1.3	1.5	1.7
2.8	3.0	3.0	3.0	2.8
2.9	3.0	2.9	2.9	2.9
0.7	0.6	0.6	0.5	0.4
1.4	1.3	1.2	1.1	1.1
0.2	0.2	0.2	0.1	0.1

第8表 機能別社会保障給付費の推移（平成15～19年度）

(単位:百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
社会保障給付費	84,258,195	85,866,002	87,782,748	89,109,794	91,430,462
I 高齢	41,779,175	42,822,083	43,604,210	44,661,789	45,790,008
現金給付	36,569,425	37,188,028	37,825,636	38,712,106	39,680,915
退職年金	35,987,688	36,724,189	37,614,277	38,511,593	39,349,853
早期退職年金	-	-	-	-	-
一括給付金	-	-	-	-	-
退職(老齢)給付金	518,800	402,665	150,926	146,896	131,367
その他の現金給付	62,937	61,174	60,434	53,617	199,695
現物給付	5,209,750	5,634,055	5,778,574	5,949,684	6,109,092
II 遺族	6,168,727	6,252,736	6,368,386	6,447,860	6,575,538
現金給付	6,168,104	6,252,220	6,367,958	6,447,516	6,575,025
遺族年金	6,048,610	6,147,198	6,261,849	6,358,906	6,452,727
一括給付金	10,378	11,431	12,228	12,443	13,102
遺族給付金	-	-	-	-	-
その他の現金給付	109,116	93,591	93,882	76,166	109,196
現物給付	623	517	427	344	513
埋葬費	-	-	-	-	-
その他	623	517	427	344	513
III 障害	2,178,040	2,238,338	2,222,655	2,561,827	2,776,016
現金給付	1,727,152	1,749,186	1,772,131	1,805,230	1,840,826
障害年金	1,680,606	1,702,198	1,725,255	1,758,953	1,794,075
軽度障害年金	-	-	-	-	-
早期退職年金	-	-	-	-	-
一括給付金	386	381	355	285	308
障害給付金	-	-	-	-	-
その他の現金給付	46,161	46,607	46,521	45,992	46,442
現物給付	450,887	489,152	450,525	756,597	935,191
IV 労働災害	991,249	976,269	970,440	982,875	973,848
被保険者に対する現金給付	473,042	461,604	455,091	453,975	448,154
短期現金給付	172,921	166,465	163,501	163,932	161,299
長期現金給付(年金)	233,322	230,525	227,556	224,877	222,170
その他の現金給付	66,798	64,614	64,034	65,166	64,685
遺族に対する現金給付	271,656	269,540	272,464	287,100	284,045
定期的給付	248,539	247,211	248,508	255,989	255,787
その他の現金給付	23,117	22,330	23,956	31,111	28,258
現物給付	246,551	245,125	242,884	241,801	241,649
医療の現物給付	244,280	242,737	240,272	238,977	238,584
その他の現物給付	2,271	2,388	2,612	2,824	3,064
V 保健医療	26,076,687	26,538,335	27,506,743	27,469,646	28,399,305
現金給付	896,714	904,681	914,097	947,089	987,877
疾病給付	235,582	243,371	257,934	272,317	312,929
出産給付	443,724	444,084	436,038	471,535	491,068
その他の現金給付	217,409	217,227	220,124	203,237	183,880
現物給付(保健)	25,179,973	25,633,654	26,592,646	26,522,556	27,411,428
VI 家族	2,721,735	2,981,717	3,130,575	3,070,472	3,073,251
現金給付	1,049,291	1,263,761	1,303,815	1,503,028	1,706,147
定期的現金給付	1,049,291	1,263,761	1,303,815	1,503,028	1,706,147
その他の現金給付	-	-	-	-	-
現物給付	1,672,444	1,717,956	1,826,760	1,567,444	1,367,104
VII 失業	1,947,088	1,444,236	1,344,429	1,239,581	1,187,096
現金給付	1,947,088	1,444,236	1,344,429	1,239,581	1,187,096
正規失業手当	1,631,601	1,212,014	1,093,731	999,361	952,706
特別失業手当	166,847	149,852	182,914	175,511	177,000
退職/余剰手当	-	-	-	-	-
その他の現金給付	148,640	82,370	67,784	64,709	57,391
現物給付	-	-	-	-	-
VIII 住宅	279,623	313,019	330,472	341,646	361,135
現金給付	279,623	313,019	330,472	341,646	361,135
家賃補助金	279,623	313,019	330,472	341,646	361,135
現物給付	-	-	-	-	-
家賃補助	-	-	-	-	-
家主補助金	-	-	-	-	-
その他の現物給付	-	-	-	-	-
IX 生活保護その他	2,115,873	2,299,270	2,304,838	2,334,097	2,294,266
現金給付	823,449	879,120	880,915	887,669	868,594
定期的現金給付	817,534	869,296	872,926	880,911	861,707
その他の現金給付	5,916	9,825	7,988	6,758	6,888
現物給付	1,292,424	1,420,150	1,423,923	1,446,428	1,425,672

(注)

- 第8表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類に従って算出したものである。
- 平成19年度については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、「VI家族」から「III障害」の現物給付に移行した費用があること等による影響に引き続き留意する必要がある、平成18年度以前と単純に比較することができない。

第9表 平成19年度社会保障費用 ①

	収			
	拠 出		社会保障 特別税	国庫負担
	被保険者	事業主		
社会保険				
1.健康保険				
(A)政府管掌健康保険	3,389,253	3,390,038	—	958,227
(B)組合管掌健康保険	3,013,493	3,666,014	—	8,396
2.国民健康保険	4,270,050	—	—	3,645,503
退職者医療制度（再掲）	893,911	—	—	—
3.老人保健	—	—	—	3,206,458
4.介護保険	1,321,618	—	—	1,463,031
5.厚生年金保険	10,984,546	10,984,546	—	5,214,214
6.厚生年金基金等	441,060	1,066,360	—	495
7.国民年金	1,858,173	—	—	1,936,590
8.農業者年金基金等	151,957	—	—	155,118
9.船員保険	18,262	43,257	—	3,855
10.農林漁業団体職員共済組合	—	22,659	—	1,836
11.日本私立学校振興・共済事業団	261,147	255,719	—	60,884
12.雇用保険	970,089	1,457,403	—	247,148
13.労働者災害補償保険	—	1,085,710	—	496
家族手当				
14.児童手当	—	297,013	—	243,716
公務員				
15.国家公務員共済組合	762,493	1,206,747	—	172,862
16.存続組合等	—	286,925	—	566
17.地方公務員等共済組合	2,230,872	3,318,097	—	1,436
18.旧令共済組合等	—	97	—	10,067
19.国家公務員災害補償	—	13,083	—	—
20.地方公務員等災害補償	0	27,015	—	—
21.旧公共企業体職員業務災害	—	7,238	—	—
22.国家公務員恩給	—	30,951	—	114
23.地方公務員恩給	—	42,163	—	—
公衆保健サービス				
24.公衆衛生	—	—	—	392,370
公的扶助及び社会福祉				
25.生活保護	—	—	—	1,982,011
26.社会福祉	—	—	—	1,485,733
戦争犠牲者				
27.戦争犠牲者	—	—	—	998,890
総 計	29,673,014	27,201,033	—	22,190,015

(単位：百万円)

入						
他の公費負担	資産収入	その他	小計	他制度からの 移転	収入合計	
—	1,560	49,097	7,788,175	171	7,788,346	1.(A)
—	67,934	521,909	7,277,745	—	7,277,745	1.(B)
1,704,804	—	1,760,083	11,380,440	2,658,414	14,038,854	2.
—	—	—	893,911	2,658,414	3,552,325	
1,601,510	—	—	4,807,968	5,775,744	10,583,712	3.
1,958,195	756	247,223	4,990,823	1,936,734	6,927,557	4.
—	—	5,110,041	32,293,347	2,186,003	34,479,349	5.
—	—	7,284	1,515,199	86,992	1,602,191	6.
—	—	1,629,890	5,424,653	14,392,887	19,817,540	7.
—	234	321,167	628,476	—	628,476	8.
—	1,257	1,306	67,937	—	67,937	9.
—	229,153	486,614	740,263	—	740,263	10.
7,277	106,302	1,007	692,336	14,632	706,968	11.
—	35,585	27,893	2,738,118	—	2,738,118	12.
—	108,499	237,996	1,432,700	—	1,432,700	13.
537,864	—	15,858	1,094,451	—	1,094,451	14.
—	288,629	45,014	2,475,745	207,067	2,682,812	15.
—	6,740	381	294,612	436,990	731,602	16.
446,595	1,187,970	17,272	7,202,243	318,514	7,520,757	17.
—	24	248	10,436	—	10,436	18.
—	—	—	13,083	—	13,083	19.
—	1,641	1,522	30,178	—	30,178	20.
—	—	—	7,238	—	7,238	21.
—	—	—	31,065	—	31,065	22.
—	—	—	42,163	—	42,163	23.
144,169	—	—	536,538	—	536,538	24.
659,937	—	—	2,641,947	—	2,641,947	25.
1,786,405	—	—	3,272,138	—	3,272,138	26.
—	—	—	998,890	—	998,890	27.
8,846,756	2,036,286	10,481,805	100,428,909	28,014,147	128,443,056	

第9表 平成19年度社会保障費用 ②

	支 給			
	疾病・出産		業 務	
	医 療	現 金	医 療	医療以外の 現物
社会保険				
1.健康保険				
(A)政府管掌健康保険	3,879,118	348,446	—	—
(B)組合管掌健康保険	2,972,365	307,079	—	—
2.国民健康保険	8,659,362	105,249	—	—
退職者医療制度(再掲)	2,990,741	—	—	—
3.老人保健	10,280,712	—	—	—
4.介護保険	—	—	—	—
5.厚生年金保険	—	—	—	—
6.厚生年金基金等	—	—	—	—
7.国民年金	—	—	—	—
8.農業者年金基金等	—	—	—	—
9.船員保険	17,363	2,228	3,592	—
10.農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
11.日本私立学校振興・共済事業団	94,791	8,618	—	—
12.雇用保険	—	120,796	—	—
13.労働者災害補償保険	—	—	224,226	3,015
家族手当				
14.児童手当	—	—	—	—
公務員				
15.国家公務員共済組合	215,195	21,706	—	—
16.存続組合等	—	—	—	—
17.地方公務員等共済組合	634,610	95,231	—	—
18.旧令共済組合等	43	1,537	—	—
19.国家公務員災害補償	—	—	3,647	22
20.地方公務員等災害補償	—	—	7,021	28
21.旧公共企業体職員業務災害	—	—	99	—
22.国家公務員恩給	—	—	—	—
23.地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
24.公衆衛生	352,052	102,609	—	—
公的扶助及び社会福祉				
25.生活保護	1,312,346	247	—	—
26.社会福祉	288,914	—	—	—
戦争犠牲者				
27.戦争犠牲者	767	—	—	—
総 計	28,707,638	1,113,746	238,584	3,064

(単位：百万円)

出		年 金	失業・ 雇用対策	家族手当	
付					
災 害					
現 金		年 金	失業・ 雇用対策	家族手当	
年 金	年金以外の現金				
-	-	-	-	-	1.(A)
-	-	-	-	-	1.(B)
-	-	-	-	-	2.
-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	3.
-	-	-	-	-	4.
-	-	22,317,937	-	-	5.
-	-	1,673,237	-	-	6.
-	-	16,159,877	-	-	7.
-	-	201,648	-	-	8.
6,072	2,050	-	1,685	-	9.
-	-	46,158	-	-	10.
-	-	243,947	-	-	11.
-	-	-	1,185,411	-	12.
480,911	191,236	-	-	-	13.
-	-	-	-	975,746	14.
3,972	-	1,669,399	-	-	15.
4,075	-	48,651	-	-	16.
6,568	-	4,420,573	-	-	17.
-	-	3,315	-	-	18.
6,484	2,930	-	-	-	19.
16,812	3,986	-	-	-	20.
6,989	115	-	-	-	21.
-	-	30,951	-	-	22.
-	-	42,163	-	-	23.
-	-	1,877	-	-	24.
-	-	-	-	-	25.
-	-	-	-	546,774	26.
-	-	881,922	-	-	27.
531,883	200,316	47,741,652	1,187,096	1,522,520	

第9表 平成19年度社会保障費用 ③

	支 給			
	介護対策		そ の 他	
	現 物	現 金	医療以外の 現物	現 金
社会保険				
1.健康保険				
(A)政府管掌健康保険	—	—	—	5,959
(B)組合管掌健康保険	—	—	—	4,518
2.国民健康保険	—	—	—	37,143
退職者医療制度（再掲）	—	—	—	—
3.老人保健	—	—	—	—
4.介護保険	6,106,666	198,636	—	—
5.厚生年金保険	—	—	—	—
6.厚生年金基金等	—	—	—	—
7.国民年金	—	—	—	—
8.農業者年金基金等	—	—	—	—
9.船員保険	—	2	—	488
10.農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
11.日本私立学校振興・共済事業団	—	—	—	1,395
12.雇用保険	—	1,572	—	—
13.労働者災害補償保険	—	—	—	—
家族手当				
14.児童手当	—	—	76,687	—
公務員				
15.国家公務員共済組合	—	62	—	3,094
16.存続組合等	—	—	—	—
17.地方公務員等共済組合	—	853	—	5,069
18.旧令共済組合等	—	—	—	—
19.国家公務員災害補償	—	—	—	—
20.地方公務員等災害補償	—	—	—	—
21.旧公共企業体職員業務災害	—	—	—	—
22.国家公務員恩給	—	—	—	—
23.地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
24.公衆衛生	2,291	—	16,136	1
公的扶助及び社会福祉				
25.生活保護	62,576	—	—	1,228,106
26.社会福祉	—	—	2,276,494	46,507
戦争犠牲者				
27.戦争犠牲者	—	—	513	109,196
総 計	6,171,533	201,124	2,369,830	1,441,476

(単位：百万円)

付		出			
計	管理費	運用損失	その他	小計	
4,233,524	61,392	—	136,805	4,431,721	1.(A)
3,283,962	126,748	—	543,289	3,953,999	1.(B)
8,801,754	258,282	—	1,684,241	10,744,277	2.
2,990,741	—	—	—	2,990,741	
10,280,712	—	—	44,566	10,325,278	3.
6,305,302	213,030	—	215,993	6,734,325	4.
22,317,937	81,531	4,870,468	72,087	27,342,023	5.
1,673,237	138,744	4,191,294	17,309	6,020,583	6.
16,159,877	135,020	290,392	60,352	16,645,641	7.
201,648	10,131	352,604	66,216	630,599	8.
33,480	1,290	—	1,597	36,367	9.
46,158	2,005	—	692,101	740,263	10.
348,751	4,022	—	1,221	353,994	11.
1,307,778	117,544	—	404,548	1,829,870	12.
899,388	45,310	—	160,286	1,104,983	13.
1,052,433	1,932	—	8,904	1,063,269	14.
1,913,427	24,867	—	2,179	1,940,472	15.
52,726	1,134	—	2	53,863	16.
5,162,905	36,840	—	1,376	5,201,120	17.
4,895	241	—	5,300	10,436	18.
13,083	—	—	—	13,083	19.
27,846	1,695	—	637	30,178	20.
7,203	—	—	36	7,238	21.
30,951	114	—	—	31,065	22.
42,163	—	—	—	42,163	23.
474,965	2,010	—	59,562	536,538	24.
2,603,274	38,673	—	—	2,641,947	25.
3,158,689	17,106	—	96,342	3,272,138	26.
992,398	6,492	—	—	998,890	27.
91,430,462	1,326,154	9,704,758	4,274,949	106,736,323	

第9表 平成19年度社会保障費用 ④

(単位：百万円)

	支 出		収支差	
	他制度への 移転	支出合計		
社会保険				
1.健康保険				
(A)政府管掌健康保険	3,481,388	7,913,108	△ 124,762	1.(A)
(B)組合管掌健康保険	2,815,836	6,769,835	507,909	1.(B)
2.国民健康保険	3,182,565	13,926,842	112,012	2.
退職者医療制度(再掲)	—	2,990,741	561,584	
3.老人保健	—	10,325,278	258,434	3.
4.介護保険	588	6,734,912	192,645	4.
5.厚生年金保険	12,711,188	40,053,212	△ 5,573,862	5.
6.厚生年金基金等	—	6,020,583	△ 4,418,392	6.
7.国民年金	2,354,383	19,000,024	817,516	7.
8.農業者年金基金等	—	630,599	△ 2,123	8.
9.船員保険	26,913	63,279	4,658	9.
10.農林漁業団体職員共済組合	—	740,263	0	10.
11.日本私立学校振興・共済事業団	268,113	622,107	84,862	11.
12.雇用保険	—	1,829,870	908,248	12.
13.労働者災害補償保険	—	1,104,983	327,716	13.
家族手当				
14.児童手当	—	1,063,269	31,182	14.
公務員				
15.国家公務員共済組合	685,466	2,625,938	56,875	15.
16.存続組合等	256,033	309,895	421,707	16.
17.地方公務員等共済組合	1,895,682	7,096,802	423,955	17.
18.旧令共済組合等	—	10,436	0	18.
19.国家公務員災害補償	—	13,083	0	19.
20.地方公務員等災害補償	—	30,178	0	20.
21.旧公共企業体職員業務災害	—	7,238	0	21.
22.国家公務員恩給	—	31,065	0	22.
23.地方公務員恩給	—	42,163	0	23.
公衆保健サービス				
24.公衆衛生	—	536,538	0	24.
公的扶助及び社会福祉				
25.生活保護	—	2,641,947	0	25.
26.社会福祉	—	3,272,138	0	26.
戦争犠牲者				
27.戦争犠牲者	—	998,890	0	27.
総 計	27,678,154	134,414,477	△ 5,971,421	

(注)

1. 第9表については、各制度の年報等による平成19年度決算の数値を、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類に従って単純集計したものである。
2. 「老人保健」は、医療、特定療養費の支出及び老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費の支出に関するもののみを計上しており、これらを除く保健事業に関するものは「公衆衛生」に計上している。
3. 国民年金は、福祉年金及び基礎年金を含む。
4. 厚生年金保険及び国民年金の資産収入は、「厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書（平成19年度）」中、年金積立金の運用実績（承継資産の損益を含む場合）を参照して計上している。
5. 厚生年金基金等は、石炭鉱業年金基金を含む。
6. 農業者年金基金等は、国民年金基金を含む。
7. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたが、職域加算部分（3階部分）の給付については、農林漁業団体職員共済組合から支給されている。
8. 公衆衛生は、結核医療等の公費負担医療を含む。
9. 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
10. 平成9年4月より「旧公共企業体職員共済組合」は、短期給付については組合管掌健康保険に継承され、長期給付については厚生年金に統合されたが、一部年金給付については、「16.存続組合等」に引き継がれている。
11. 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。0は百万円単位で四捨五入するとゼロであることを示す。
12. 「失業・雇用対策」には高年齢雇用継続給付等を含む。

備考 社会保障費用の項目説明

1. 収入項目

- (1) 資産収入：利子、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等。
- (2) 他制度からの移転：政府管掌健康保険が組合管掌健康保険及び国民健康保険から受ける口雇拠出金、国民健康保険が医療保険各制度から受ける退職者医療分にかかる療養給付費交付金、老人保健が医療保険各制度から受ける医療費拠出金。国民年金が年金保険制度から受け取る基礎年金拠出金、年金保険各制度が国民年金から受ける基礎年金交付金、介護保険が各健康保険の拠出によって支払基金より移転される交付金等。
- (3) その他の収入：受取延滞金、損害賠償金、手数料、繰入金、繰越金、雑収入等。

2. 支出項目

- (1) 管理費：業務取扱費、事務費、事務所費、総務費、基金運営費、業務委託費、組合会費、旅費等。
- (2) 運用損失：決算時点で生じた積立金等の評価損等。
- (3) その他の支出：支払基金事務費、施設整備費、保健施設費、福祉施設費、営繕費、組合債費、保険料等還付金等。
- (4) 他制度への移転：医療保険各制度から日雇特例、退職者医療及び老人保健への拠出金。年金保険各制度の国民年金に対する基礎年金拠出金、国民年金の年金保険各制度に対する基礎年金交付金、各健康保険から拠出される介護納付金等。

第10表 社会保障財源の項目別推移

年度	被保険者 拠出		事業主拠出		公費負担		国庫負担	
		割合		割合		割合		割合
1951(昭和26)	568	28.1	578	28.6	738	36.5	478	23.6
1954(29)	1,047	23.7	912	20.7	2,238	50.7	1,768	40.0
1957(32)	1,383	23.7	2,649	45.4	1,415	24.2	1,068	18.3
1960(35)	2,430	26.2	3,860	41.7	2,288	24.7	1,897	20.5
1961(36)	3,038	26.3	3,514	30.4	4,053	35.1	3,629	31.4
1962(37)	3,633	26.7	4,227	31.0	4,521	33.2	4,019	29.5
1963(38)	4,282	26.2	5,119	31.3	5,439	33.3	4,815	29.4
1964(39)	5,031	26.3	5,921	30.9	6,415	33.5	5,570	29.1
1965(40)	6,475	27.0	7,293	30.4	7,792	32.5	6,798	28.3
1966(41)	7,750	26.9	8,680	30.1	8,946	31.0	7,801	27.0
1967(42)	8,814	26.1	10,213	30.2	10,303	30.5	9,023	26.7
1968(43)	10,580	26.5	11,854	29.7	12,065	30.2	10,607	26.6
1969(44)	13,205	29.2	13,992	30.9	13,588	30.0	11,964	26.4
1970(45)	15,558	28.5	17,043	31.2	16,420	30.0	14,425	26.4
1971(46)	18,638	28.7	20,743	31.9	18,481	28.4	16,285	25.1
1972(47)	21,779	28.0	24,242	31.1	23,097	29.7	20,041	25.7
1973(48)	26,906	27.4	30,131	30.7	30,933	31.5	26,701	27.2
1974(49)	37,219	27.6	41,415	30.7	42,939	31.8	37,238	27.6
1975(50)	44,238	26.4	50,826	30.4	55,421	33.1	48,519	29.0
1976(51)	52,368	26.1	60,324	30.1	66,306	33.1	58,334	29.1
1977(52)	62,801	26.7	70,687	30.1	77,090	32.8	68,003	28.9
1978(53)	71,177	26.4	79,081	29.3	90,384	33.5	80,040	29.7
1979(54)	78,591	26.4	86,247	28.9	100,626	33.7	89,031	29.9
1980(55)	88,844	26.5	97,394	29.1	110,409	32.9	97,936	29.2
1981(56)	100,214	26.8	109,937	29.4	119,044	31.8	105,794	28.3
1982(57)	107,434	26.8	117,678	29.4	125,474	31.3	111,839	27.9
1983(58)	112,755	26.9	124,646	29.7	125,642	29.9	111,057	26.5
1984(59)	118,918	26.7	132,208	29.7	130,998	29.4	115,417	25.9
1985(60)	131,583	27.1	144,363	29.7	137,837	28.4	117,880	24.3
1986(61)	136,729	26.7	155,063	30.3	142,732	27.9	119,920	23.4
1987(62)	143,348	26.9	161,273	30.2	145,054	27.2	121,474	22.8
1988(63)	151,122	26.4	171,707	30.0	162,482	28.4	137,404	24.0
1989(平成元)	163,037	27.0	188,134	31.2	152,740	25.3	127,420	21.1
1990(2)	184,985	27.9	210,206	31.7	161,495	24.3	134,559	20.3
1991(3)	200,343	28.3	224,342	31.7	169,780	24.0	141,106	19.9
1992(4)	208,474	28.2	234,789	31.8	180,154	24.4	147,363	19.9
1993(5)	216,892	28.2	242,599	31.6	187,637	24.4	153,403	20.0
1994(6)	225,468	28.3	249,454	31.3	194,031	24.4	156,934	19.7
1995(7)	244,146	28.7	268,075	31.5	207,080	24.3	165,683	19.5
1996(8)	252,511	29.0	274,649	31.5	212,423	24.4	168,348	19.3
1997(9)	262,394	29.1	285,840	31.7	216,606	24.0	171,127	19.0
1998(10)	263,358	29.5	286,449	32.1	218,920	24.5	171,697	19.2
1999(11)	261,087	26.9	284,271	29.3	245,612	25.3	195,064	20.1
2000(12)	266,589	29.6	283,106	31.4	250,706	27.8	197,066	21.9
2001(13)	274,720	30.4	286,537	31.7	265,401	29.4	207,075	22.9
2002(14)	274,731	31.1	284,054	32.2	266,007	30.2	205,520	23.3
2003(15)	273,797	26.1	272,505	26.0	275,845	26.3	211,416	20.2
2004(16)	275,285	27.9	262,256	26.6	286,525	29.0	216,488	21.9
2005(17)	283,469	24.1	263,603	22.5	297,256	25.3	219,857	18.7
2006(18)	292,169	28.0	269,847	25.9	303,439	29.1	218,703	21.0
2007(19)	296,730	29.5	272,010	27.1	310,368	30.9	221,900	22.1

(注)

- 第10表は、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く部分）に従って算出したものである。但し、「社会保障特別税」はわが国では存在しないため表示していない。
- 公費負担とは「国庫負担」と「他の公費」の合計である。また、「他の公費」とは地方自治体の負担を示す。但し、地方自治体の負担とは国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は含まない。
- 国民健康保険の共同事業支出金等について精査を行い、これまで「公費負担」の「他の公費」に含まれていた収入を「その他」に計上し直したため、過去に遡って必要な改訂を行った。

(単位：億円、割合%)

他の公費	割合	資産収入	割合	その他	割合	合計
260	12.9	22	1.1	117	5.8	2,023
470	10.6	96	2.2	124	2.8	4,417
346	5.9	148	2.5	245	4.2	5,839
391	4.2	458	4.9	224	2.4	9,260
423	3.7	621	5.4	319	2.8	11,545
502	3.7	787	5.8	448	3.3	13,616
624	3.8	965	5.9	549	3.4	16,353
845	4.4	1,203	6.3	567	3.0	19,137
994	4.1	1,516	6.3	921	3.8	23,996
1,145	4.0	1,938	6.7	1,536	5.3	28,850
1,280	3.8	2,459	7.3	2,030	6.0	33,820
1,457	3.6	3,087	7.7	2,349	5.9	39,933
1,624	3.6	3,925	8.7	536	1.2	45,247
1,995	3.6	4,796	8.8	864	1.6	54,681
2,196	3.4	6,158	9.5	957	1.5	64,978
3,055	3.9	7,535	9.7	1,226	1.6	77,877
4,232	4.3	9,137	9.3	1,095	1.1	98,202
5,701	4.2	11,737	8.7	1,678	1.2	134,988
6,903	4.1	14,641	8.7	2,249	1.3	167,375
7,972	4.0	17,391	8.7	4,094	2.0	200,483
9,086	3.9	20,894	8.9	3,515	1.5	234,987
10,344	3.8	23,815	8.8	5,114	1.9	269,571
11,595	3.9	27,284	9.1	5,502	1.8	298,251
12,473	3.7	32,682	9.7	5,929	1.8	335,258
13,250	3.5	38,830	10.4	6,098	1.6	374,123
13,635	3.4	44,366	11.1	5,841	1.5	400,793
14,585	3.5	49,943	11.9	6,655	1.6	419,642
15,581	3.5	55,581	12.5	7,679	1.7	445,384
19,957	4.1	62,020	12.8	9,970	2.1	485,773
22,812	4.5	68,872	13.4	9,046	1.8	512,442
23,580	4.4	71,981	13.5	11,981	2.2	533,637
25,078	4.4	74,309	13.0	13,443	2.3	573,062
25,320	4.2	77,015	12.8	22,242	3.7	603,167
26,936	4.1	83,580	12.6	23,411	3.5	663,678
28,675	4.1	89,374	12.6	23,900	3.4	707,739
32,791	4.4	90,810	12.3	24,980	3.4	739,207
34,235	4.5	95,171	12.4	26,106	3.4	768,405
37,097	4.7	93,630	11.8	33,124	4.2	795,707
41,397	4.9	98,118	11.5	33,849	4.0	851,268
44,075	5.1	96,594	11.1	35,046	4.0	871,223
45,479	5.0	104,424	11.6	32,115	3.6	901,380
47,223	5.3	89,989	10.1	33,906	3.8	892,622
50,548	5.2	144,381	14.9	35,683	3.7	971,035
53,640	5.9	64,976	7.2	36,209	4.0	901,585
58,326	6.5	43,464	4.8	33,804	3.7	903,926
60,487	6.9	16,124	1.8	41,303	4.7	882,219
64,429	6.2	152,229	14.5	73,117	7.0	1,047,492
70,037	7.1	70,005	7.1	92,262	9.4	986,333
77,399	6.6	188,465	16.1	141,104	12.0	1,173,897
84,736	8.1	87,222	8.4	91,037	8.7	1,043,713
88,468	8.8	20,363	2.0	104,818	10.4	1,004,289

第11表 社会保障財源の項目別推移（平成15～19年度）

（単位：百万円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
合計	104,749,205	98,633,283	117,389,728	104,371,344	100,428,909
I 社会保険料	54,630,178	53,754,121	54,707,181	56,201,578	56,874,047
事業主拠出	27,250,489	26,225,584	26,360,251	26,984,723	27,201,033
民間事業主拠出	22,275,300	21,323,333	21,515,951	22,199,162	22,473,874
公的事業主拠出	4,975,189	4,902,251	4,844,301	4,785,562	4,727,159
被保険者拠出	27,379,688	27,528,537	28,346,929	29,216,854	29,673,014
被用者拠出	20,389,369	20,456,230	21,148,942	21,680,537	22,071,216
自営業者及び年金受給者拠出	6,990,319	7,072,308	7,197,987	7,536,317	7,601,798
II 公費負担	27,584,500	28,652,463	29,725,620	30,343,881	31,036,771
普通税	27,584,500	28,652,463	29,725,620	30,343,881	31,036,771
国	21,141,553	21,648,791	21,985,706	21,870,251	22,190,015
地方	6,442,947	7,003,671	7,739,914	8,473,630	8,846,756
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	22,245,655	16,006,711	26,034,822	13,925,680	7,814,373
資産収入	15,222,875	7,000,469	18,846,485	8,722,196	2,036,286
その他	7,022,781	9,006,242	7,188,337	5,203,483	5,778,087
IV 積立金からの受入	288,872	219,988	6,922,106	3,900,205	4,703,718

対前年度比

（単位：％）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
合計	18.73	Δ 5.84	19.02	Δ 11.09	Δ 3.78
I 社会保険料	Δ 2.23	Δ 1.60	1.77	2.73	1.20
事業主拠出	Δ 4.07	Δ 3.76	0.51	2.37	0.80
民間事業主拠出	Δ 4.54	Δ 4.27	0.90	3.18	1.24
公的事業主拠出	Δ 1.89	Δ 1.47	Δ 1.18	Δ 1.21	Δ 1.22
被保険者拠出	Δ 0.34	0.54	2.97	3.07	1.56
被用者拠出	Δ 1.54	0.33	3.39	2.51	1.80
自営業者及び年金受給者拠出	3.33	1.17	1.78	4.70	0.87
II 公費負担	3.70	3.87	3.75	2.08	2.28
普通税	3.70	3.87	3.75	2.08	2.28
国	2.87	2.40	1.56	Δ 0.53	1.46
地方	6.52	8.70	10.51	9.48	4.40
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	355.45	Δ 28.05	62.65	Δ 46.51	Δ 43.89
資産収入	844.14	Δ 54.01	169.22	Δ 53.72	Δ 76.65
その他	114.64	28.24	Δ 20.18	Δ 27.61	11.04
IV 積立金からの受入	Δ 66.35	Δ 23.85	3,046.59	Δ 43.66	20.60

（注）

- 第11表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く）に従って算出したものである。普通税・目的税の表記はILO分類によるが、公費負担の財源には税以外の収入も含まれている。
- 国民健康保険の共同事業支出金等について精査を行い、これまで「公費負担」の「地方」に含まれていた収入を「他の収入」の「その他」に計上し直したため、過去に遡って必要な改訂を行った。

参考：機能別社会保障給付費の項目説明

社会保障給付費	ILO定義	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象	厚生年金：老齢年金 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 各種共済組合：退職共済年金 各種恩給 介護保険の給付および社会福祉の老人福祉サービス等 (注) 高齢者の医療費は「保健医療」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金および一時金 各種共済組合：遺族年金および一時金 戦争犠牲者：遺族等年金等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」に含む
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	厚生年金：障害年金および一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金および一時金 公衆衛生：予防接種事故救済給付 社会福祉：特別障害者手当、障害者自立支援給付等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	労働者災害補償保険、船員保険、公務員の災害補償保険
保健医療	病気、傷害、出産による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象 (傷病で休職中の所得保障を含む)	健康保険制度（組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、国民健康保険）の療養給付・出産給付、傷病手当金等 各種共済組合：短期（医療）給付・出産給付、休業給付 公衆衛生：予防接種事故救済給付・現金給付等 社会福祉：自立支援医療費 (注) 労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象	雇用保険等の育児休業給付、介護休業給付 児童手当 公衆衛生：家族介護手当、介護加算 社会福祉：児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童福祉サービス (児童保護費、児童健全育成事業等)
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	雇用保険、船員保険：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定事業 (注) 雇用継続給付の育児休業給付及び介護休業給付は「家族」に含む (注) 雇用安定事業は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む
住宅	住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を行うもの）	生活保護制度：住宅扶助費
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象	生活保護：諸扶助費 各種共済組合：災害見舞金等 (注) ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」に含む

(注) ILO定義とは「第19次社会保障費用調査」の基準である。

【付 録】

OECD基準の 社会支出の国際比較

我が国の社会保障給付費は、従来からILO基準でとりまとめられており、過去からの推移をみる上では重要な指標であるが、同基準の諸外国のデータが1996年以降更新されていない。

一方、やや範囲が異なるがOECD基準の社会支出は比較的新しい年次まで諸外国のデータが公表されており、本報告書においても、OECDの推計結果を掲載しているところである。

OECD基準の社会支出は、ILO基準に比べて範囲が広く、施設整備費などの直接個人に移転されない費用も計上されている。

OECD基準による我が国の社会支出

OECD基準による我が国の社会支出は、2005年度で96.2兆円である。政策分野別にみると、「高齢」が最も多く45.1兆円(46.9%)、次いで「保健」31.8兆円(33.1%)、「遺族」6.5兆円(6.7%)の順になっている。

参考表1 日本の社会支出の推移

(単位：億円)

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	対前年度 伸び率(%)
高齢	339,127 (40.6)	373,521 (43.2)	396,810 (43.9)	419,982 (45.7)	429,076 (46.3)	438,909 (46.7)	451,194 (46.9)	2.8
遺族	58,423 (7.0)	59,814 (6.9)	61,129 (6.8)	61,947 (6.7)	62,780 (6.8)	63,634 (6.8)	64,817 (6.7)	1.9
障害、業務 災害、傷病	46,951 (5.6)	46,773 (5.4)	48,632 (5.4)	46,184 (5.0)	47,612 (5.1)	46,540 (5.0)	44,376 (4.6)	△ 4.6
保健	304,066 (36.4)	297,657 (34.4)	305,676 (33.8)	299,071 (32.6)	302,338 (32.6)	306,138 (32.6)	317,950 (33.1)	3.9
家族	31,634 (3.8)	32,418 (3.7)	35,060 (3.9)	36,443 (4.0)	36,585 (3.9)	39,136 (4.2)	40,735 (4.2)	4.1
積極的労働政策	14,291 (1.7)	14,196 (1.6)	14,316 (1.6)	14,400 (1.6)	14,888 (1.6)	13,655 (1.5)	12,775 (1.3)	△ 6.4
失業	31,651 (3.8)	30,648 (3.5)	31,217 (3.5)	28,926 (3.1)	22,201 (2.4)	17,664 (1.9)	16,859 (1.8)	△ 4.6
住宅	— (—)	—						
生活保護その他	9,512 (1.1)	9,788 (1.1)	10,368 (1.1)	11,346 (1.2)	12,199 (1.3)	13,341 (1.4)	13,285 (1.4)	△ 0.4
合計	835,655 (100.0)	864,814 (100.0)	903,207 (100.0)	918,300 (100.0)	927,680 (100.0)	939,018 (100.0)	961,991 (100.0)	2.4
国民所得比	22.9%	23.3%	25.0%	25.8%	25.9%	25.8%	26.3%	0.49
国内総生産比	16.7%	17.2%	18.3%	18.7%	18.8%	18.8%	19.1%	0.28

(注)

1. () 内は構成割合である。

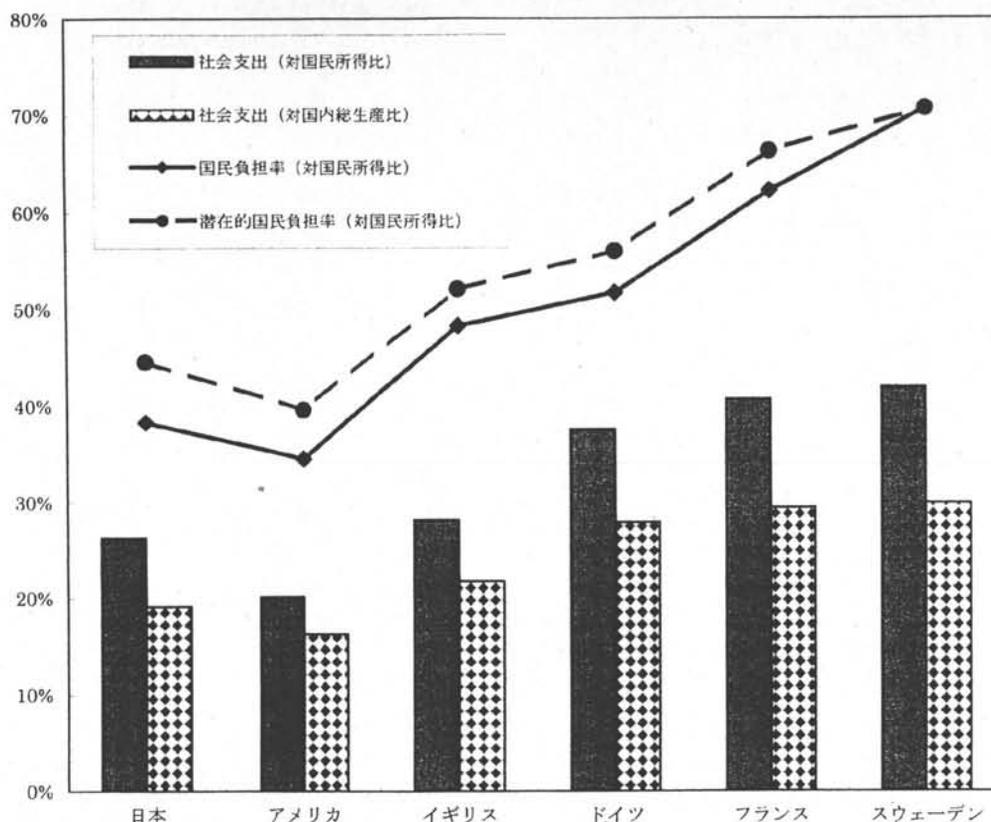
2. 国民所得比と国内総生産比の対前年度伸び率欄は、対前年度増加分(単位：%ポイント)である。

(資料) OECD Social Expenditure Database 2008ed. による。

OECD基準の社会支出の国際比較

諸外国の社会支出を対国内総生産比で見ると、我が国は、アメリカよりは大きいですがヨーロッパ諸国に比べると小さくなっている。同時に（潜在的）国民負担率についても同様の傾向がみられる。（参考図1）

参考図1 社会支出と（潜在的）国民負担率の国際比較（2005年）



参考表2 社会支出と（潜在的）国民負担率の国際比較（2005年）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
社会支出(対国民所得比)	26.29%	20.10%	28.16%	37.51%	40.63%	41.90%
社会支出(対国内総生産比)	19.12%	16.27%	21.79%	27.89%	29.39%	29.85%
国民負担率(対国民所得比)	38.3%	34.5%	48.3%	51.7%	62.2%	70.7%
潜在的国民負担率(対国民所得比)	44.6%	39.6%	52.1%	56.0%	66.3%	70.7%

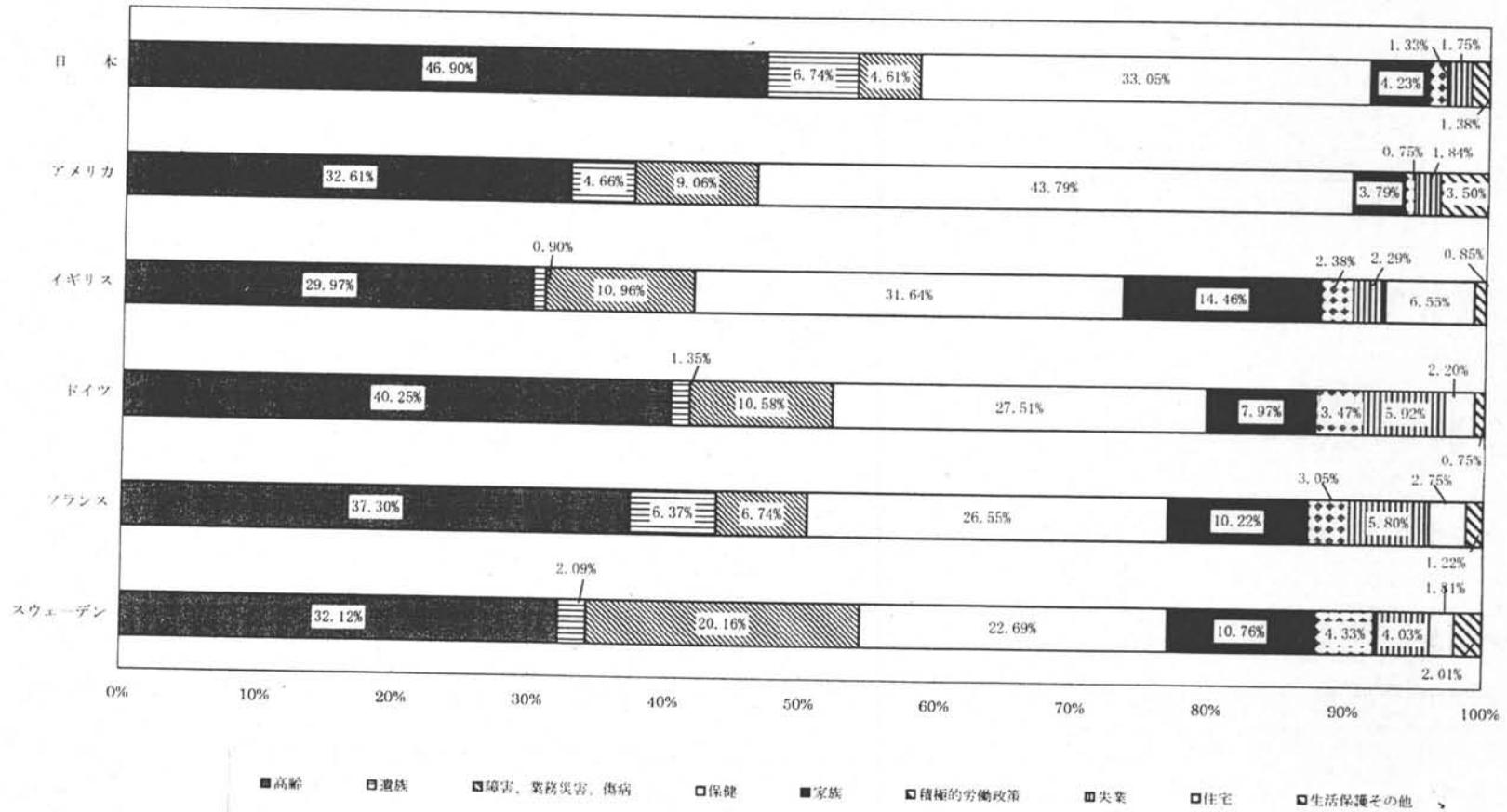
(注) (潜在的)国民負担率には社会保障以外の負担も含む。

(資料) OECD Social Expenditure Database 2008ed. による。

(SOCX, www.oecd.org/els/social/expenditure)

日本の国民所得及び国内総生産については、内閣府経済社会総合研究所「平成21年版国民経済計算年報」による（以下同じ）。（潜在的）国民負担率は、財務省調べ。

参考図2 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較 (2005年)



参考表3-1 政策分野別社会支出の対国民所得比の国際比較（2005年）

	高齢	遺族	障害、業務 災害、傷病	保健	家族	積極的 労働政策	失業	住宅	生活保護 その他	合計
日本	12.33%	1.77%	1.21%	8.69%	1.11%	0.35%	0.46%	-	0.36%	26.29%
アメリカ	6.55%	0.94%	1.82%	8.80%	0.76%	0.15%	0.37%	-	0.70%	20.10%
イギリス	8.44%	0.25%	3.09%	8.91%	4.07%	0.67%	0.64%	1.84%	0.24%	28.16%
ドイツ	15.10%	0.51%	3.97%	10.32%	2.99%	1.30%	2.22%	0.83%	0.28%	37.51%
フランス	15.15%	2.59%	2.74%	10.79%	4.15%	1.24%	2.36%	1.12%	0.50%	40.63%
スウェーデン	13.46%	0.88%	8.45%	9.51%	4.51%	1.81%	1.69%	0.76%	0.84%	41.90%

参考表3-2 政策分野別社会支出の対国内総生産比の国際比較（2005年）

	高齢	遺族	障害、業務 災害、傷病	保健	家族	積極的 労働政策	失業	住宅	生活保護 その他	合計
日本	8.97%	1.29%	0.88%	6.32%	0.81%	0.25%	0.34%	-	0.26%	19.12%
アメリカ	5.31%	0.76%	1.47%	7.12%	0.62%	0.12%	0.30%	-	0.57%	16.27%
イギリス	6.53%	0.20%	2.39%	6.90%	3.15%	0.52%	0.50%	1.43%	0.18%	21.79%
ドイツ	11.23%	0.38%	2.95%	7.67%	2.22%	0.97%	1.65%	0.61%	0.21%	27.89%
フランス	10.96%	1.87%	1.98%	7.80%	3.00%	0.89%	1.70%	0.81%	0.36%	29.39%
スウェーデン	9.59%	0.62%	6.02%	6.77%	3.21%	1.29%	1.20%	0.54%	0.60%	29.85%

(注) OECD Social Expenditure Database では、支出だけを集計しており、財源についての集計は行っていない。

参考表4 政策分野別社会支出の項目説明

	OECD定義（注1）	日本の例（注2）
高齢	退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金および一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働政策」に計上。高齢者及び障害者を対象にした住宅及び施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上。	厚生年金：老齢年金、脱退手当金等 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金、外国人脱退一時金等 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 船員保険：老齢年金 介護保険：介護サービス等諸費、支援サービス等諸費 社会福祉：老人福祉費等 生活保護：介護扶助 各種共済組合：退職共済年金、退職一時金等 各種恩給
遺族	被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上。	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金、死亡一時金等 船員保険：遺族年金、葬祭料 各種共済組合：遺族年金、死亡一時金等、埋葬料等 戦争犠牲者：遺族等年金等 政管健保、組合健保：埋葬料等 国保：葬祭諸費 船員保険：葬祭料等 〔注〕遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「業務災害補償」に含む
障害、業務災害、傷病	業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などをここに計上。	厚生年金：障害年金、一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金、傷害一時金、傷病手当金、休業手当金 社会福祉：特別障害者手当等給付費負担金、身体障害者保護費、社会福祉諸費、在宅福祉事業費等 国家公務員災害補償：休業補償、介護補償 地方公務員等災害補償：休業補償、介護補償 旧公共企業体職員業務災害：休業補償 労働者災害補償保険：休業補償、傷害一時金、施設整備費等 船員保険：業務災害関連給付、傷病手当金 政管健保、組合健保：傷病手当金等 公衆衛生：保健衛生諸費（ハンセン病療養所費補助金、エイズ予防対策事業委託費等）
保健	医療の現物給付をここに計上。OECD Health data fileの公的医療支出の数値をここに援用（治療にかかる費用であって、傷病手当金は含まない）	OECD、Health Data 2008の公的支出総額より、（財）医療経済研究機構推計による介護保険医療系サービス費（「高齢」に計上）と補装具費（「障害、業務災害、傷病」に計上）を控除
家族	家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）を計上。 就学前教育費(2007ed.より追加)	児童手当：給付、児童育成事業費等 社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付諸費、児童保護費 政管健保、組合健保、国保：出産育児諸費、出産育児一時金等 各種共済組合、船員保険：出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付 雇用保険：育児休業給付、介護休業給付 就学前教育費（OECD図表で見る教育より就学前教育費のうち公費）
積極的労働政策	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む	雇用保険3事業（雇用安定事業・能力開発事業・雇用福祉事業）に係る支出及び一般会計より支出される公共雇用サービス（職業案内）等に係る支出
失業	失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働政策」に含まれる	雇用保険特別会計と船員保険から支出される失業等給付費 ただし育児休業給付と介護休業給付は「家族」に含まれる また教育訓練給付は積極的労働政策に含まれる
住宅	公的住宅や対個人の住宅費用を減らすために給付を計上	住宅支出を代表する統計数値が未整備なため不計上。 （住宅扶助については、生活保護その他に計上）
生活保護その他（注3）	上記に含まれないが社会的給付が行われている場合を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付	生活保護：生活扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助 社会福祉：災害救助関係給付、婦人保護費 公衆衛生：原爆被爆者への給付

（注）

1. OECD定義とはOECD Social Expenditure Databaseの基準である。
2. 日本の例は2005年時点の制度である。
3. OECDの英語表示で最後の政策分野は「他の社会政策分野」となっているが、邦訳では最も代表的な制度として生活保護を代表させた。

第20回社会保障審議会

参考資料2

平成22年2月23日

緊急雇用対策

緊急雇用対策

平成 21 年 10 月 23 日
緊急雇用対策本部

目次

I. 基本的な方針	1
<u>1. 基本認識</u>	
<u>2. 3つの視点</u>	
II. 具体的な対策	3
<u>1. 緊急的な支援措置</u>	
(1) 緊急支援アクションプラン	
— 「貧困・困窮者、新卒者支援」	3
(2) 雇用維持支援の強化	6
(3) 中小企業の支援	7
(4) 女性の就労支援等	7
<u>2. 「緊急雇用創造プログラム」の推進</u>	
(1) 3つの重点分野におけるプログラムの推進	8
(2) 雇用創造のための既存施策・予算の活用	11
III. 対策の進め方	13
(別紙) 「緊急雇用対策」の具体的施策	15

緊急雇用対策

I. 基本的な方針

1. 基本認識

- ・ 我が国の経済は、最悪期を脱したものの、経済成長の基盤が脆弱であるなど厳しい状況にある。とくに、雇用情勢は非常に厳しく、失業率は今年7月に過去最高の5.7%に達した後、8月に5.5%に低下したものの依然として厳しい状況にあり、今後悪化する懸念もある。また、景気が回復しても、「雇用なき景気回復(ジョブレス・リカバリー)」となるのではないかと懸念する声もあり、今後の事態の推移に予断は許されない。
- ・ 鳩山政権が目指す「国民一人ひとりが安全と安心、生きがいを実感できる社会」を実現する上で最も重要な基盤となるのは、雇用の確保である。このため、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、「緊急雇用対策」を実施する。

2. 3つの視点

鳩山政権の雇用対策は、以下の3つの視点に立つ。

(1) 情勢に即応して「機動的」に対応する

一急がれる対策を早急を実施する

- ・ 経済雇用情勢は刻々と変化する。このため、情勢変化を迅速に把握し、必要かつ有効な雇用対策を機動的に講じる。今回の対策は、現下の情勢に対応し、急がれる対策を早急にも実施するも

のである。

- ・ 今後の情勢について引き続き細心の注意を払い、その推移によっては、政治主導により果断に対応する。

(2)「**貧困・困窮者、新卒者への支援**」を最優先する

－最優先課題として、最も困っている人を全力で支援する

- ・ 経済雇用情勢の悪化の影響は、経済的・社会的に弱い立場にある人々にしわ寄せされる形で最も大きく現れる。具体的には、貧困・困窮状態にある求職中の離職者や非正規労働者、女性であり、さらには来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒である。こうした求職中の貧困・困窮者や新卒者への支援は緊急を要しており、雇用維持努力への支援や中小企業支援とあわせて、最優先課題として全力で取り組む。

(3)「**雇用創造**」に本格的に取り組む

－未来の成長分野を中心に、政策を総合的に推進

- ・ 内需主導の経済成長を目指す観点から、未来の成長分野として期待される「介護」、「農林」等の分野や NPO、社会的企業が参加した「地域社会雇用」の創造に取り組む。これらの分野での新たな就業や雇用情勢が悪化した他の産業分野からの転職・転業を支援するため、職業訓練、とくに「働きながら職業能力を高めること」を重視した「積極的労働政策」を本格的に展開するとともに、「産業政策」や「文教政策」と連動した取組を推進する。

Ⅱ. 具体的な対策

※詳しい内容は別紙参照

1. 緊急的な支援措置

(1) 緊急支援アクションプラン

—「貧困・困窮者、新卒者支援」

<貧困・困窮者支援>

(目標) 今年の年末年始に、求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにする。

(アクションプランの内容)

① 平成21年後半(6月～12月)に雇用保険受給期間が切れる受給者数(推計を含む)の把握

② 利用者の視点に立った情報提供・広報の展開

・「緊急人材育成支援事業」、「住宅手当」等各種支援策の分かりやすい広報

③ 実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化

※ワンストップ・サービス ; 国、地方自治体等の関係機関の協力の下、利用者が、一つの窓口で必要な各種支援サービス(雇用・住居・生活支援)の相談・手続きができるようにする。

(ア)「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

・11月下旬に東京、大阪、愛知等において試行実施した後、定期開催・年末年始の開催を検討

(イ)ハローワークの雇用支援機能の強化

(ウ)「求職者総合支援センター」とハローワークの連携

(エ)年末年始の生活総合相談

・年末年始の生活や居住場所の確保等の支援

・ハローワーク職員による出張相談等の検討

(オ)ハローワークにおける公的賃貸住宅情報の提供

- ・地方自治体等の協力を得て、離職者が利用可能な公的賃貸住宅情報を提供

④「きめ細かな支援策」の展開

(ア)「緊急人材育成支援事業」の訓練メニュー・実施者の新規開拓

- ・教育訓練機関に加え、地域の企業、社会福祉法人、NPO等の参加により、情報処理技術、介護・福祉・医療等の分野を中心に年内に約5万人分の確保
- ・地域のニーズに応じた訓練コースの設定

(イ)「住まい対策」など派遣契約の中途解除等に伴い住居を失った貧困・困窮者支援施策の強化

- ・「住宅手当」「つなぎ特別融資」「総合支援貸付」の適正な運用の徹底
- ・住宅の確保
- ・「就職安定資金融資」「住宅手当」の円滑な実施のための宅地建物取引業者による民間賃貸住宅のあっせん、地域住宅交付金を活用した民間賃貸住宅への家賃助成等の取組の推進

(ウ)関連施策の展開

- ・住宅ローンの借入者に対する金融の円滑化を通じた生活の安定化を図るための施策の策定・推進（臨時国会に法案提出）
- ・社宅や寮に入居している派遣労働者について、離職後も引き続き一定期間の入居が可能となるよう、企業に対して要請
- ・日本司法支援センターにおける民事法律扶助事業の利用の促進
- ・ハローワークの協力を得て開設する相談窓口における地域自殺対策緊急強化基金等を活用した求職者等に対する心の健康相談、生活支援相談等の実施

(エ)生活保護制度の運用改善

⑤その他、求職者の貧困・困窮者が安心して生活が送れるようにするために必要な施策を引き続き検討

(アクションプランの進め方)

①国の取組

・国に設置した「緊急支援アクションチーム(後述)」が、アクションプランの具体的展開、地域における取組の円滑な実施に向けた関係機関等の調整を行う。

②地域における取組

・関係地方自治体の協力を得て、東京都及び政令市等において、ハローワーク、地方自治体・関係団体等が連携して具体的な取組を推進する。

<新卒者支援>

(目標) 来春以降の新卒者の就職を支援し、第二の「ロス・ジェネレーション」をつくらないようにする。

(アクションプランの内容)

①新卒者の就職支援態勢の強化

(ア)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備

・支援態勢強化のため、就職支援の専門職をハローワークに緊急配備

(イ)大学等の就職支援の充実

・就職相談窓口の充実(キャリアカウンセラーの配置など)、女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進、大学における職業指導(キャリアガイダンス)の制度化

②求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消

—「就活支援キャンペーン(仮称)」の展開—

(ア)求人・求職、内定関連情報の収集・提供

(イ)学生を対象とした合同就職説明会等の実施

(ウ)企業に対する求人拡大への要請

(エ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし

・「雇用創出企業」をとりまとめ、公表(年明け予定)

③「4月就職以外の道」の選択の支援

(ア)企業に対する中途採用・通年採用の拡大への要請

(イ)学生・生徒の学校での学び直しや地域活動参加への支援

④新卒無業者への第2セーフティネットの活用

(アクションプランの進め方)

①国の取組

・国に設置した「緊急支援アクションチーム(後述)」が、アクションプランの具体的展開、地域における取組の円滑な実施に向けた関係機関等の調整を行う。

②地域における取組

・関係地方自治体・関係団体の協力を得て、地域の学校・ハローワーク・産業界が一体となって具体的な取組を推進する。

(2)雇用維持支援の強化

①雇用調整助成金の支給要件緩和等

・出向元への復帰後6か月を経ずに行われた再度の出向についても、雇用調整助成金の支給が可能となるよう、支給要件を緩和する。

・支給に要する処理期間(初回申請:2か月以内、2回目以降:1か月以内)の設定と年内中の達成を図る。

・申請様式の改正を行う。

・今後の経済雇用情勢の推移を踏まえ、雇用調整助成金の生産量要件の緩和について、早急に検討する。

②企業間の出向活用による雇用維持支援

・解雇防止と新規雇用の促進のため、出向に関する企業間の情報交流を支援する。そのため、経済産業省及び地方経済産業局等に、出向支援チームを設置し、出向を希望する企業情報の収集・提供を行う。

(3)中小企業の支援

①中小企業で活躍する人材への支援

・中小企業の求める若手人材を育成するための「新・若者挑戦塾」の受講生と中小企業とのマッチング支援の強化や、中小企業の現場に人材をつなげる国内インターンシップ制度の参加者数の拡大

②中小企業の雇用維持・拡大への支援

・雇用の維持・拡大に努めている企業に対する低利融資制度(雇用調整助成金等が支給されるまでの「つなぎ融資」や「セーフティネット貸付」)の活用促進

・中小企業に対する金融の円滑化を通じた事業活動の円滑な遂行及び雇用の安定を図るための施策の策定・推進(臨時国会に法案提出)

(4)女性の就労支援等

・都市部(待機児童を多く抱える地域)における質の高い保育サービス整備を加速する方策の早急な検討

・子育て期の女性や若年層を対象とした地域のセミナー等への就労・再就職支援アドバイザー(仮称)の講師派遣

・女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進(再掲)

・ポストク等若手研究人材を活用した共同研究プロジェクトの着実な実施と参加した研究人材の就業機会の拡大

2. 「緊急雇用創造プログラム」の推進

(1) 3つの重点分野におけるプログラムの推進

—成長分野における雇用促進のため、「働きながら職業能力を高める」雇用プログラムの推進等に取り組む

<介護雇用創造>

①「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

- ・求人ニーズが高い介護分野で、働きながら資格取得(介護福祉士、ホームヘルパー2級)ができるよう支援するプログラムを創設
- ・資格取得のための研修費用の手当及び1年又は2年の実践的な雇用経験の付与等を可能にするため、「緊急雇用創出事業」の要件を緩和
- ・実習免除等の働きながら資格を取ることを容易にするための措置の導入等
- ・地方自治体に対して、①重点事業としての事業採択と事業の前倒し執行、②介護サービス施設、事業者への積極的な周知を要請

②介護人材確保施策の推進

- ・全国地域包括ケア推進会議の設置、介護職員処遇改善交付金の周知を通じた介護職員の処遇改善
- ・「福祉人材コーナー」をはじめとして全国のハローワークで介護分野の求人開拓を重点実施、助成金や職業訓練を活用した介護分野の人材確保・定着

③介護サービス整備の加速化等

- ・「介護基盤の緊急整備特別対策事業」による介護基盤整備の推進
- ・大都市部の自治体の意向を踏まえた認知症対応型グループホームのユニット数の拡大による整備の促進(2ユニットから3ユニットへ)

<グリーン(農林、環境・エネルギー、観光)雇用創造>

①「働きながら職業能力を高める」グリーン雇用プログラム

(農林水産分野)

- ・農林水産分野での雇用創出・就業促進の積極的展開、農山漁村の6次産業化—直売所の設置や地域ブランドの立上げ等の取組、農商工連携の担い手たる人材育成のための研修強化(「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」等の活用)

(環境・エネルギー分野)

- ・住宅用太陽光発電システム施工の無料講習会の拡充による施工人材の育成及び施工ガイドラインの策定
- ・企業等における省エネ・CO2排出削減を担う人材の育成
- ・グリーンワーカー事業の対象拡大(生態系保全や外来種対策を事業対象に追加する等)

(観光分野)

- ・観光産業の人材ニーズの情報提供
- ・観光人材の育成(「緊急人材育成支援事業」の活用による教育訓練の実施)
- ・外客誘致促進等の観光立国の実現に向けた施策展開の加速化

②森林・林業再生の推進

(ア)緊急的な取組み—「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善等

- ・「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善(人材養成の重視、施業の集約化の推進等)
- ・集約化施業・路網整備の推進に向けた森林情報の整備・人材育成等や公共建築物等における木材利用の拡大の推進、地域材の地産地消等による地域における雇用創出(「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」の活用) 等

(イ)「森林・林業再生プラン(仮称)」の作成—森林・林業再生に向けた政策の構築

森林・林業の再生に向けた中長期的な政策の方向を明示し、森林・林業を基軸とした雇用の拡大を図るため、「森林・林業再生プラン(仮称)」を、年内を目途に作成し、関連施策を推進する。

③関連施策の推進

- ・建設企業の成長分野展開支援
- ・住宅リフォーム市場の活性化、木造住宅の振興
- ・地域のICT利活用促進

<地域社会雇用創造>

○雇用支援分野での「社会的企業」の活用

・新たな雇用の場として、NPOや社会起業家などが参加する「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を推進する。特に、若者など困難に直面する人々を雇用に結びつける雇用支援分野での活用を目指す(「緊急人材育成支援事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」の活用)。

※社会的企業；社会的課題の解決を目的とした収益事業に取り組むもの。雇用支援分野ではイタリアの社会的協同組合B型やイギリスのグラウンドワークなどがある。

・NPO 法人等の社会的企業が保育所との連携の下に行う家庭的保育事業の試行的実施(離職者等を雇用して家庭的保育者研修を実施した上で利用者との契約により自宅で乳幼児を保育、安心こども基金を活用して実施)

(2)雇用創造のための既存施策・予算の活用

○「緊急雇用創出事業」等の運用改善と前倒し執行等

・「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」について、以下の観点から運用改善を行うとともに、地方自治体に対する事業前倒し執行の要請や関連制度の活用等を進める。

<事業の運用改善>

(ア)「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム実施のための「緊急雇用創出事業」の運用改善(前述)

(イ)「緊急雇用創出事業」の要件緩和

・現在、雇用期間6か月以内で介護・福祉・教育等の分野に限って1度の更新を可能にしているところ、全ての分野で1度の更新を認める。さらに介護については、雇用期間を1年以内に延長し、1度の更新を可能とする。

・事業費に占める人件費割合、新規雇用の失業者割合を新規雇用失業者の人件費割合2分の1以上に緩和

(ウ)「ふるさと雇用再生特別基金事業」の要件緩和

・事業収益について、事業が継続され、継続して労働者を雇用する場合、委託元への返還を不要とする。

<事業の前倒し執行>

(エ)「緊急雇用創出事業」の事業の前倒し執行等

・地方自治体に対して、上記の運用改善への対応及び緊急雇用創造の観点から、事業の前倒し執行を要請。

<制度の活用等>

(オ)「働きながら職業能力を高める」雇用プログラムを支える職業能力評価制度(「ジョブ・カード制度」など)の活用

※「ジョブ・カード制度」は、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、フリーター等が正社員となることを支援することを目的としている。

(カ)再就職に効果的な職業訓練の提供の在り方に関する検討

・訓練実施機関等の選定に関し、再就職の成果を上げるインセンティブが働

きやすい方法について検討

(キ)地方公共団体への支援

- ・地方公共団体が実施する緊急雇用対策について、特別交付税により支援する。